

農林水産業・食品産業に関する
ESG地域金融実践ガイドンス
<第1版>

令和4年3月
農林水産省

まえがき – 本ガイダンス策定の趣旨

持続可能な経済社会づくりに向けた動きが急速に拡大する中、長期的な視点を持ちESG (Environment:環境、Social:社会、Governance:ガバナンス)の非財務的要素にも配慮することで社会課題の解決と成長の同期を目指す金融のあり方が注目されている。

地域金融の領域では、近年、環境省による「ESG地域金融実践ガイド」(以下「実践ガイド」という。)の公表等の促進策を通じて、先駆的な事例も見られるようになっており、地域の基幹産業である農林水産業・食品産業を対象とした取組の更なる進展が期待されるところである。

こうしたことを踏まえ、本ガイダンスでは、「実践ガイド」の基本的なコンセプトを踏襲しながら、関係者により具体的なイメージをもっただけのように農林水産業・食品産業に特有の課題、実践例などの整理を行った。

地域金融機関におかれては、本ガイダンスを、具体的な融資対象テーマの掘り起こしや案件組成はもとより、農林水産業・食品産業の事業者とのコミュニケーションツールとしても活用し、ESG地域金融の実践に役立てていただければ幸いである。

なお、本ガイダンスは、今後のESG地域金融の実務の発展に応じて、適宜改訂し、内容の改善と充実を図る予定である。

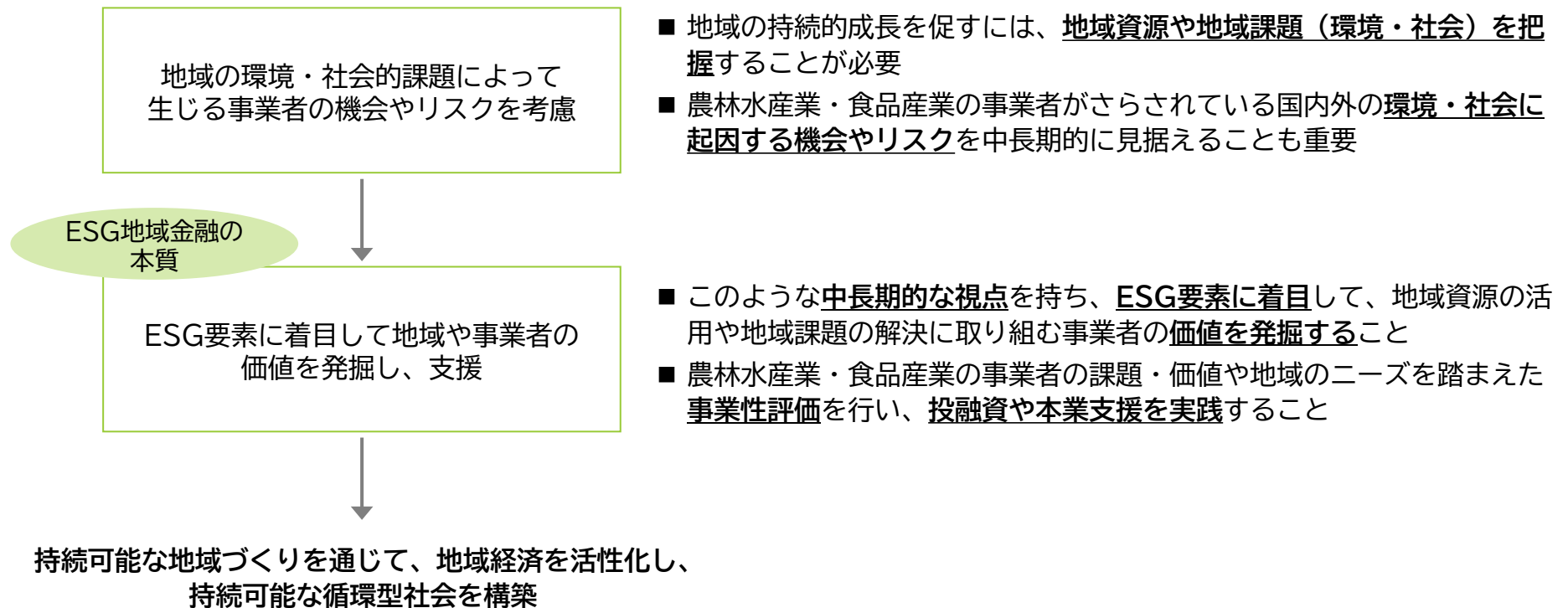
農林水産省 経営局 金融調整課
(調査委託事業事務局 株式会社日本総合研究所)

第1章 ESG地域金融の概要	4
第2章 農林水産業・食品産業の課題や取組	10
農林水産業・食品産業とESG地域金融	
ESG要素に対応する農林水産業・食品産業の課題や取組	
みどりの食料システム戦略	
活用可能な支援措置	
第3章 ESG地域金融の実践事例	24
事例サマリー	
事例1～事例8	
第4章 対象事業の価値向上に向けた支援（実践のポイント）	34
参考資料 — 産業動向に関するデータ	44
別表 — ESG要素に対応する農林水産業・食品産業の課題や取組<詳細版>	

第1章 ESG地域金融の概要

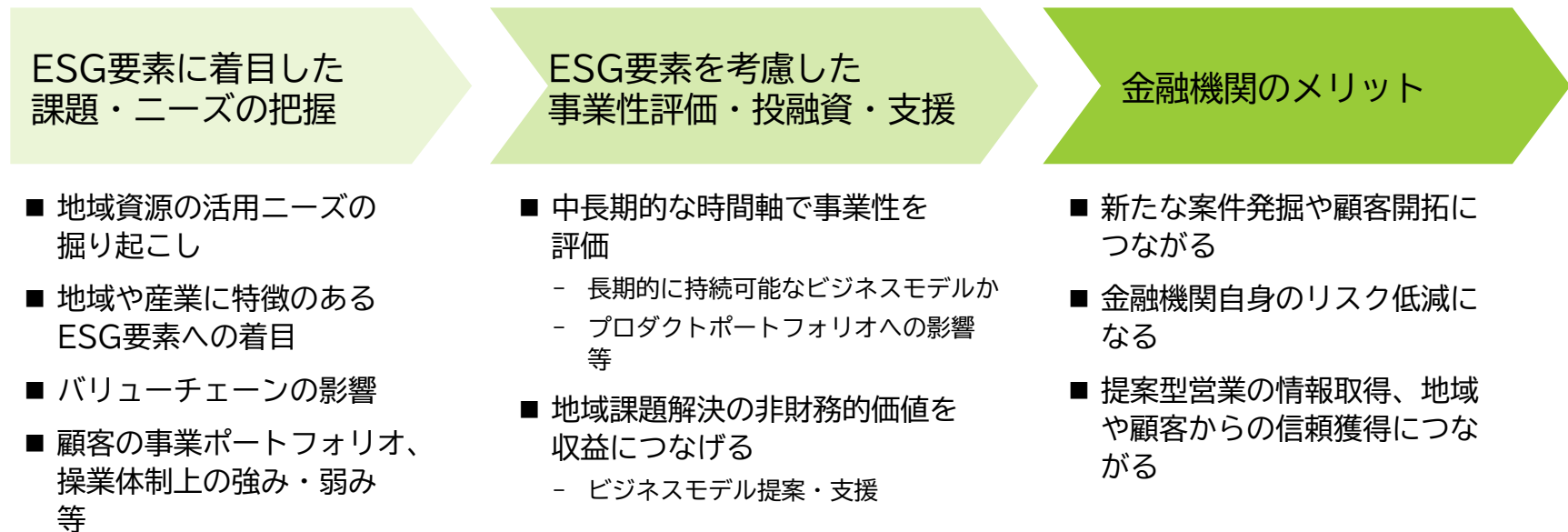
ESG地域金融とは何か

- ESG地域金融とは、ESG(環境、社会、ガバナンス)の要素を考慮した事業性評価に基づく投融資・本業支援である。
- その本質は、これまでも地域や農林水産業・食品産業の事業者の課題解決に向けて地域金融機関が実践してきた取組に内在していると言える。



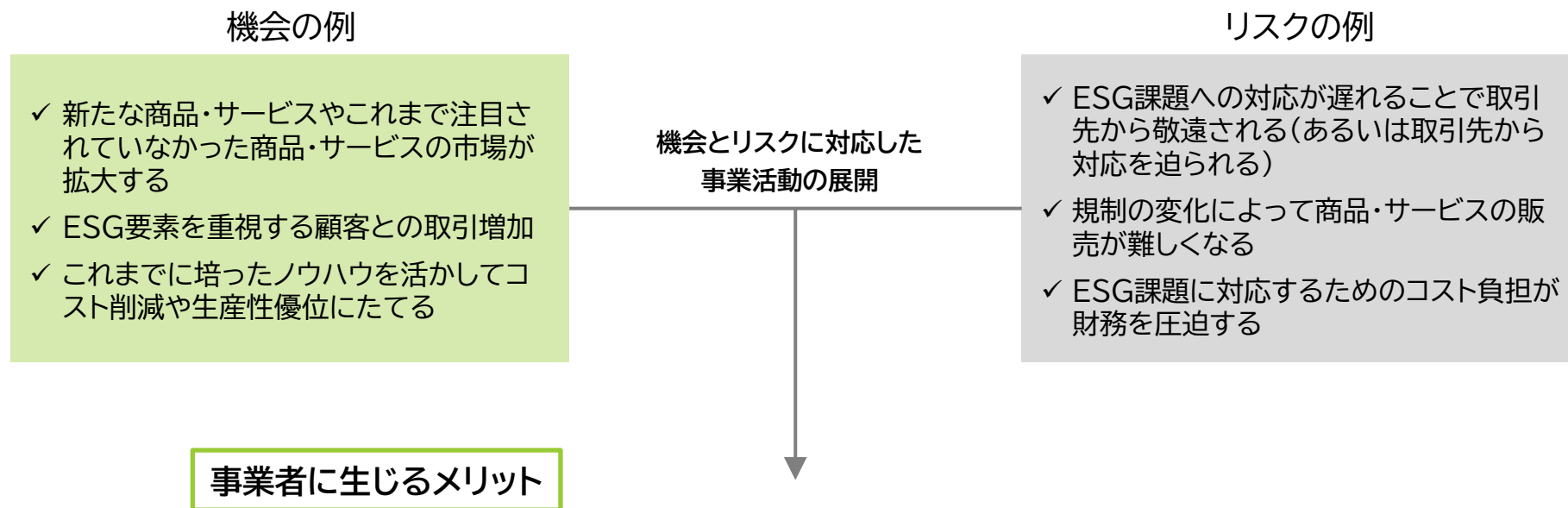
地域金融機関として取り組むメリット

- ESG要素に着目し、農林水産業・食品産業の環境面や社会面での課題解決にまつわるビジネス機会（アップサイド）を把握することは、**新たな案件発掘**や**顧客開拓**につながる。
- 農林水産業・食品産業の持続可能性に係るリスク（ダウンサイド）を中長期的な時間軸で考慮し、その軽減を図ることは、結果として**地域金融機関自身の信用リスク軽減**になる。
- 行政機関等と連携して地域資源の活用可能性を掘り起こし、リスクと機会の両面を検討することは、事業者に対する**提案型営業の情報取得**につながり、また、こうした提案型営業は**地域や顧客からの信頼獲得**にもつながる。



事業者が生じるメリット

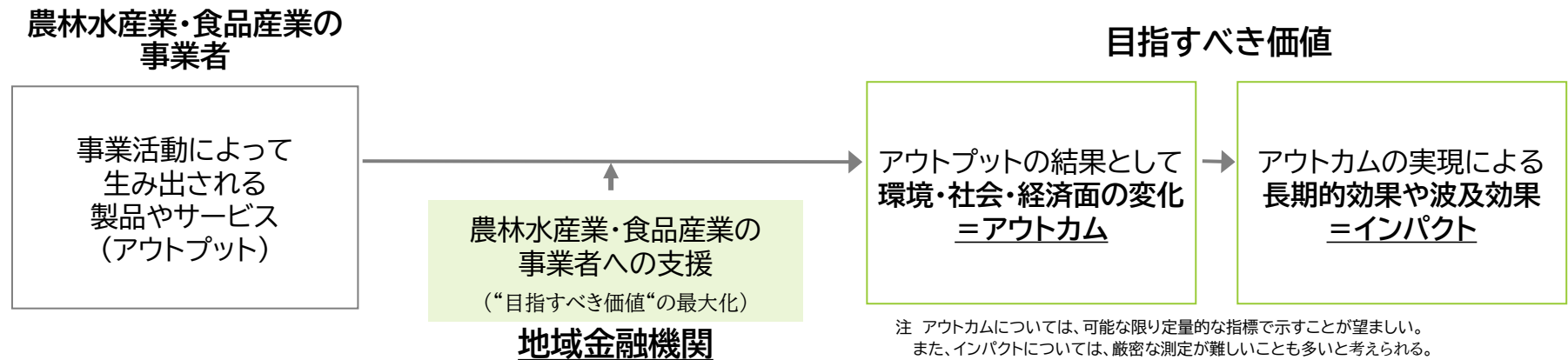
- 農林水産業・食品産業の事業者の立場では、機会とリスクを認識してこれらに対応した事業活動を行うことで、取引関係の維持・拡大、雇用人員の確保などを通じ、長期的かつ持続的な事業展開が可能になるというメリットがある。



- 取引先からの評価が高まり、取引関係の維持・拡大が期待できる
 - 新商品やサービスによって事業を拡大できる
 - 労働環境改善による雇用人員の確保や事業承継が容易になる
 - コスト削減(もしくは増加抑制)、生産性向上が可能になる など
- ⇒ 長期的かつ持続的な事業展開が可能になる

持続可能な地域の実現につながるアウトカム・インパクトの把握

- 持続可能な地域の実現には、経済面に、環境面、社会面を加えた3つの側面での持続可能性の向上が必要。
- 農林水産業・食品産業の事業活動がもたらす、3つの側面での、ポジティブな変化(アウトカム)、長期的効果や波及効果(インパクト)が重要であり、それらがESG地域金融の“目指すべき価値”と言える。
- こうした価値を創出する過程を的確に把握することで、地域金融機関として支援を行う意義を明確にし、目指すべき価値の最大化に向けて取り組むことが期待されている。



地域金融機関がこうした価値創出に取り組む意義



- ✓ アウトカムやインパクトを考慮した中長期的な志向による、適切なリスク・リターンへの追求
- ✓ “目指すべき価値”への貢献による、社会的支持の獲得・競争力向上



- ✓ “目指すべき価値”の最大化による地域社会のサステナビリティ向上
- ✓ 農林水産業・食品産業の事業者は、アウトカムやインパクトの創出を目指した取組により、新規ビジネス機会の獲得や他社との差別化を実現し、持続的成長につながる

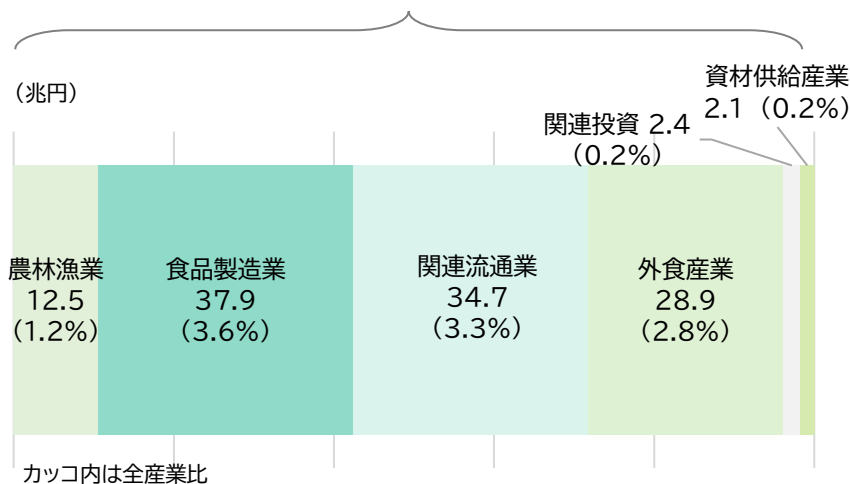
第2章 農林水産業・食品産業の課題や取組

農林水産業・食品産業とESG地域金融

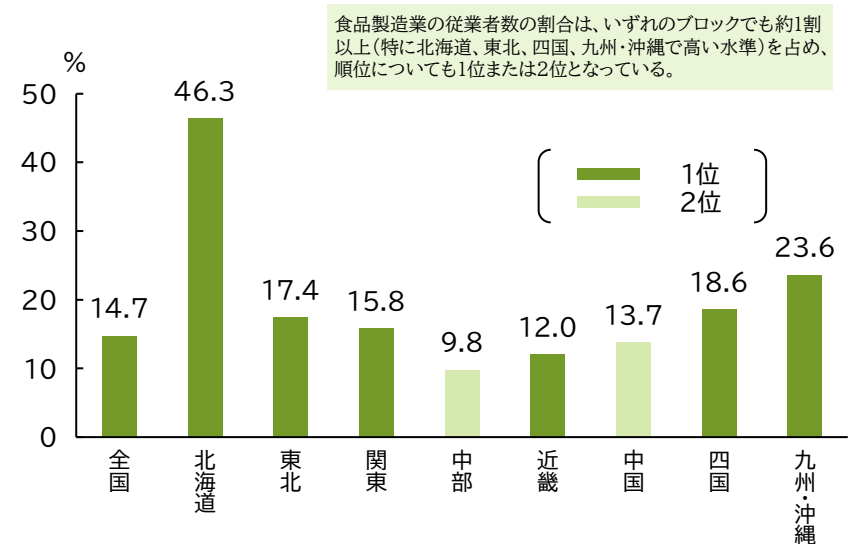
- 農林水産業・食品産業は、国内生産額が118.5兆円で全経済活動(1,049兆円)の11.3%を占め、雇用についても全製造業に占める食品製造業の従業員数の割合が14.7%と第1位であるなど、地域の基幹産業である。
- 地域金融機関には、ESG地域金融の実践を通じて、農林水産業・食品産業における成長性と持続性の両立を目指す経営を後押しする役割を期待。
- 農林水産省ではバリューチェーンの各段階の事業者の取組に対する支援措置 (P.16-23) を講じており、地域金融機関による支援と連携して活用することが可能。また、取組テーマの設定や評価の材料として、関連施策の考え方やKPIが役立つ可能性がある。

農林水産業・食品産業の国内生産額 (全国、令和元年)

全体 118.5兆円(全産業1,049兆円の11.3%)



全製造業の従業者数に占める食品製造業の従業者数の割合と順位 (ブロック別、平成30年)



注1：国内生産額とは、生産された財及びサービスを生産者が出荷・提供した時点の価格(生産者価格(消費税を含む。))で評価したものである。

注2：国内生産額の割合(%)は出典2統計の推計方法等が異なるため、参考値として記載。

注3：農林漁業の林業は食用の特用林産物の値、資材供給産業等は資材供給産業と関連投資の値の合計、関連流通業は農業及び食料関連産業の商品の取引に係る商業(卸売、小売)及び運輸業の値。

出所：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算」、経済産業省「工業統計調査」

ESG要素に対応する農林水産業・食品産業の課題や取組（別表でさらに詳しく整理）

- 一般的なESG要素に対応する農林水産業・食品産業の課題や取組について例示すれば、以下のとおりである。
- 幅広い取組を示したが、実際にESG地域金融の支援対象とするには、アウトカム・インパクト把握の考え方（P. 8）も参考に、その取組がもたらす環境・社会・経済面の変化や長期的な効果などを把握し、金融機関として支援を行う意義を明確にしておくことが望ましいと言える。

カテゴリ	要素	農林水産業・食品産業における課題例	取組例
E (環境)	気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> 設備や使用資材・原材料の脱炭素/減炭素化 GHG排出量の計測・開示 CO2の吸収 気候変動下での安定供給 	<p>(農業) 省エネ型設備・農機の導入、化学的に合成された肥料や農薬の使用量低減、有機農業、水田での中干期間延長(メタン排出削減)、品種改良や栽培技術改良による気候変動下での安定生産</p> <p>(畜産) 家畜排せつ物の好気性発酵等によるGHG削減、肉用牛生産における早期出荷、草地への適切な堆肥の投与等の草地管理、暑熱対策による適切な畜舎環境の確保、自給飼料の生産拡大</p> <p>(水産) 漁船の電化・水素化等、省エネ機器の導入等の脱炭素化、海藻類によるCO2固定化、漁場予測等漁海況情報等の活用、海洋環境の変化に強い養殖技術・種苗の導入</p> <p>(林業) 林業機械の省エネ化(燃費の向上)、森林のCO2吸収量表示・建築物に利用した木材の炭素貯蔵量表示</p> <p>(食品) 加工設備・物流の脱炭素化</p> <p>(共通) Jクレジットの取組</p>
	水利用のマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 地域の水管理体制との関係性 水の使用量削減と汚染防止 	<p>(農業) 地域の水利用組合との関係構築・維持、廃水の化学物質管理、水質汚濁の調査</p> <p>(畜産) 汚水処理施設の整備による汚染の防止</p>
	エネルギーのマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー利用の抑制・適正化 再生可能エネルギー利用の推進、供給への貢献 	<p>(農業) 営農型太陽光発電、(施設園芸) 廃熱・地熱などの熱源利用、(畜産) バイオマス発電、</p> <p>(林業) 木質バイオマスの活用、(食品) GHG排出削減計画の策定</p> <p>(共通) 集出荷施設における省エネ対策、省エネルギー設備・機器・資材の導入や技術開発、再生可能エネルギー由来の電力利用、施設・敷地を活用したPPA(Power Purchase Agreement: 再生可能エネルギー事業者が土地所有者と提携して発電設備を設置し、需要家向けの販売事業を行い土地所有者に一部収益を還元する仕組み)</p>
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 作物残渣や廃材の利活用 家畜排せつ物の処理 食品残渣の削減、プラスチック対策 	<p>(農業) 農業由来廃プラスチックの適正処理、(施設園芸) 作物残渣のすきこみ、たい肥化・飼料化</p> <p>(畜産) 排せつ物の保管・処理施設の整備や地域の共同利用施設活用、堆肥の高品質化による販売や広域流通の促進、食品残渣を活用した飼料(エコフィード)の活用</p> <p>(林業、水産業) 残渣の利用(バイオマス発電、堆肥・飼料化等)</p> <p>(共通) プラスチック使用製品(容器包装等)の環境配慮設計、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出抑制・再資源化</p>
	生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> 生産場所造成・改修や利用法変更時の周辺生態系への配慮 外来種・化学物質による生態系への影響 水産資源の持続的な利用 	<p>(農業) ほ場周辺の野生生物種のモニタリング、(畜産) 牧草地への変更前後の生態系の把握</p> <p>(林業) 森林認証の取得と認証材の使用、(農業、林業) 農薬の保管、使用時の適切な管理</p> <p>(水産業) 資源管理の実施、水産エコラベル認証の取得</p> <p>(食品) 持続可能な原材料調達</p>

注 取組例において、(農業)とは水田作、畑作・野菜作、果樹、施設園芸、畜産を含む。

出所：カテゴリ及び要素はFTSE ESG Ratingsを参考に一部追記・改変

ESG要素に対応する農林水産業・食品産業の課題や取組（別表でさらに詳しく整理）

カテゴリ	要素	農林水産業・食品産業における課題例	取組例
S (社会)	地域社会・コミュニティへの貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の活性化、農林水産業・食品産業の成長産業化 ・農山漁村・中山間地域の活性化や多面的機能の維持 ・地域社会を支える畜産経営の確立 ・生産者の努力だけでは解決できない構造的な問題の解決 ・健全な食生活と環境や食文化を意識した社会の実現 	(農業、林業、水産業) 6次産業化、農商工連携や地産地消 (農業) 農村型地域運営組織(農村RMO:Region Management Organization、複数集落に跨る協議会方式で農地保全、地域資源活用、生活支援に取り組む組織)の育成 (畜産) 適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉や有機畜産物等、多様な消費者ニーズに応える畜産生産、地域内の耕種農家や企業等との連携 (果樹、林業) 農地や森林の適切な管理 (水産業) 海業(“うみぎょう”、漁村の人々が地域資源を活用した観光やブランド商品で価値創造する取組)、渚泊(漁村地域における滞在型旅行) (農業、食品) 米穀の新用途への利用 (資材製造業) 老朽化した肥料・配合飼料製造工場を撤去し最新設備の工場を新設 (共通) 教育ファームなど農林水産業の体験・研修、SDGsの考え方を踏まえた食育の推進
	従業員への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件の改善、労働安全の確保 ・教育研修 	(共通) シフト制の導入など働きやすい環境の整備、休暇・休日や労働時間等に関する就業規則等への規定、機械化やデジタル技術の活用による軽労化、男女別トイレや更衣室等の整備、安全性の高い機器・設備類の導入、労働安全に関する研修の実施、人材育成プログラム整備
	ダイバーシティの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・女性・シニアの活躍 ・障害者の活躍 ・外国人材との協業 ・多様な働き方やスキル活用の促進 	(共通) 障害者・高齢者の雇用(農福連携)、女性が働きやすい環境整備、労働負荷・体力的要求が少ない作業体系への転換(機械化等の技術導入を含む)、計画的な生産による労働時間の柔軟化(フルタイム・パートタイムなど選択制度)、生活習慣や価値観の違いに配慮したルール・言語対応・設備などの環境整備
	顧客への誠実さ	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客への情報開示やコミュニケーション ・科学的根拠に基づく衛生管理による安全な食品の生産 ・健康に配慮した栄養価の高い食品の供給 	(共通) 施設見学・収穫体験の受け入れ (農業) GAPの導入、栄養・健康成分に優れた品種の導入 (食品) HACCPの導入、製品栄養価の改善、栄養成分や食べ方等についての情報提供
	サプライチェーンにおける連携	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先に対するESG情報の開示 ・ESG取組向上のための事業者間連携 	(共通) Web等の媒体による取り組みの発信、サプライチェーン連携による物流プロセスでの環境負荷低減(GHG減、資材減、脱プラスチックなど)
G (ガバナンス)	企業倫理・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令の遵守 ・アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理 	(共通) 内部通報制度、内部統制制度 (畜産) 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」チェックリストの整備、各生産者(企業)におけるアニマルウェルフェアポリシーの作成・公表
	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害への対応、リスクマネジメント体制の構築 ・価格や収量変動への対応策 	(共通) 外部第三者との定期的な経営状況に関する対話を通じた情報開示と情報収集 (農業) GAPの導入、契約型取引によるサプライチェーン関係者全体でのリスク負担、出荷先の分散 (水産業) 漁獲対象種や漁法の複数化によるリスク分散 (食品) HACCPの導入 (農業、水産業) BCP(事業継続計画)の策定、農業保険等への加入

注 取組例において、(農業)とは水田作、畑作・野菜作、果樹、施設園芸、畜産を含む。

出所：カテゴリ及び要素はFTSE ESG Ratingsを参考に一部追記・改変

みどりの食料システム戦略（持続可能な食料システムの構築に向けて令和3年5月に農林水産省が策定）

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

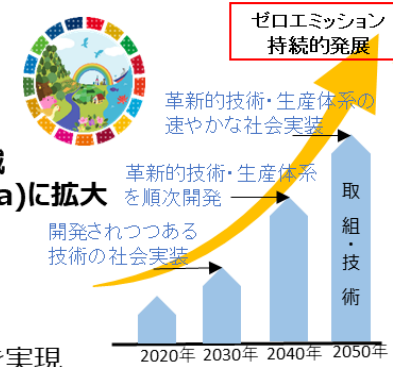
目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

- 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
- 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
- ※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
- ※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

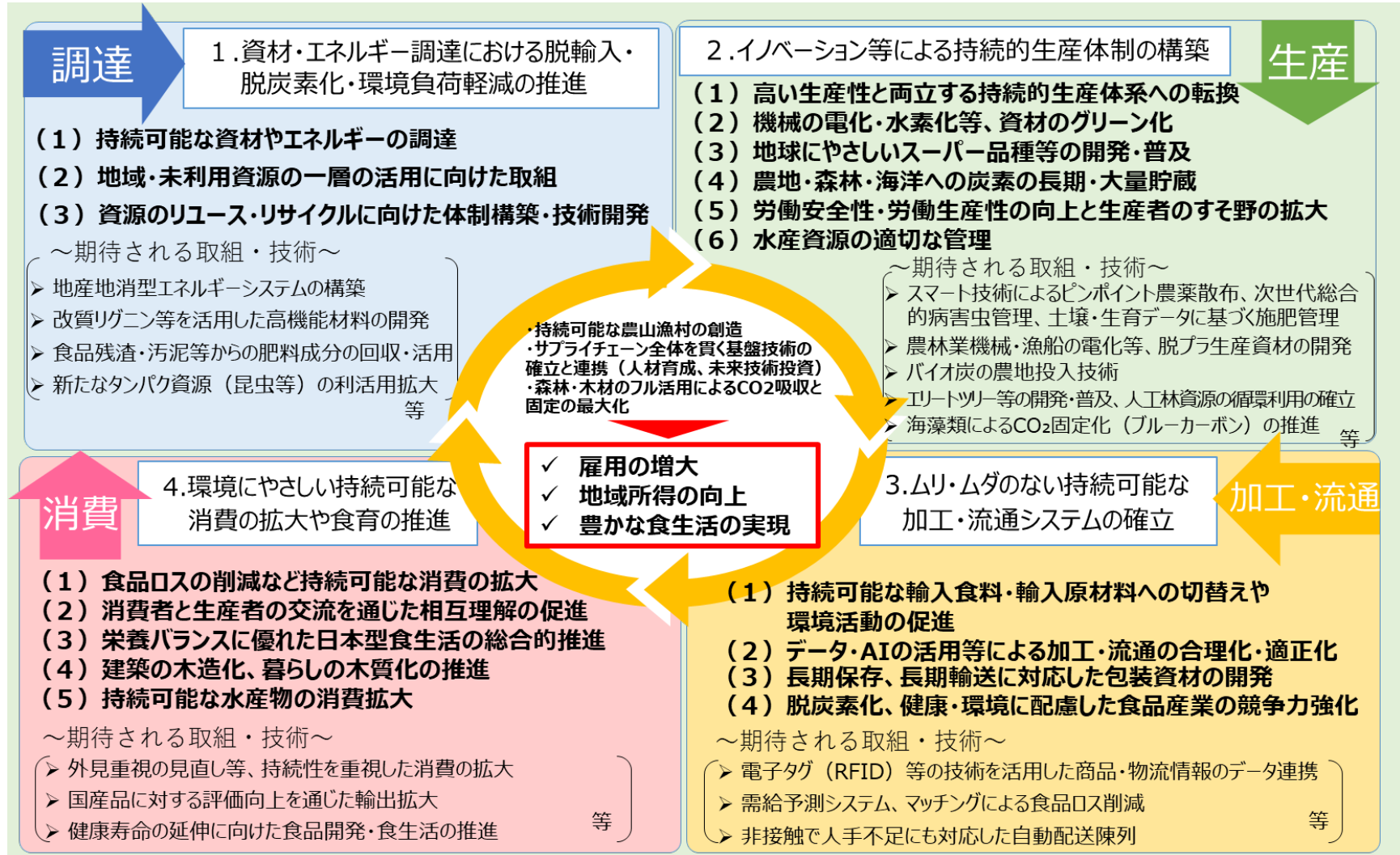
将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

- 本戦略で掲げた目標の達成に向けては、調達、生産、加工・流通、消費までの各段階による正確な現状把握と課題解決に向けた行動変容が必要不可欠。



みどりの食料システム戦略（2050年までに目指す姿と取組方向）

温室効果ガス削減	温室効果ガス	①2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現を目指す。
	農林業機械・漁船	②2040年までに、農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。
	園芸施設	③2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。
	再生可能エネルギー	④2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
環境保全	化学農薬	⑤2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。
	化学肥料	⑥2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。
	有機農業	⑦2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確立する。これにより、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業※の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指す。（※国際的に行われている有機農業）
食品産業	食品ロス	⑧2030年度までに、事業系食品ロスを2000年度比で半減させることを目指す。さらに、2050年までに、AIによる需要予測や新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスの最小化を図る。
	食品産業	⑨2030年までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性が3割以上向上することを目指す（2018年基準）。さらに、2050年までにAI活用による多種多様な原材料や製品に対応した完全無人食品製造ラインの実現等により、多様な食文化を持つ我が国食品製造業の更なる労働生産性向上を図る。 ⑩2030年までに流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を10%に縮減することを目指す。さらに、2050年までにAI、ロボティクスなどの新たな技術を活用して流通のあらゆる現場において省人化・自動化を進め、更なる縮減を目指す。
	持続可能な輸入調達	⑪2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。
林野	森林・林業	⑫エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すことに加え、2040年までに高層木造の技術の確立を目指すとともに、木材による炭素貯蔵の最大化を図る。
水産	漁業・養殖業	⑬2030年までに漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復させることを目指す。（参考：2018年漁獲量331万トン） ⑭2050年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制を目指す。

活用可能な支援措置

本リストは、令和4年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

- バリューチェーンの各段階において活用できる代表的な支援措置は次のとおり。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
1	農業者	①有機農業 ②有機JAS	<p>① 化学農薬及び化学肥料を使用しない等、農業生産に由来する環境への負荷を低減する農法による農業をいい、各産地における生産・流通・消費拡大を支援</p> <p>② JAS法に基づき、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料を「有機JAS」に適合して生産していることについて、第三者機関から検査、認証を受けることで、「有機JASマーク」¹が使用可能</p> <p>¹ 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。</p>	<p>✓ 気候変動への対応</p> <p>✓ 生物多様性</p>	○			○
2	農業者	環境保全型農業直接支払交付金	化学農薬・化学肥料を低減する農法、有機農業、堆肥・緑肥の施用による土壌炭素の貯留、水田長期中干しの実施によるメタン排出削減等の取組を支援	<p>✓ 気候変動への対応</p> <p>✓ 生物多様性</p>	○			
3	農林漁業者、木材製造業者	農林漁業バイオ燃料法における認定	バイオ燃料製造業者と連携して、原料生産と燃料製造に取り組む計画（生産製造連携計画）を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援	<p>✓ 気候変動への対応</p> <p>✓ エネルギーのマネジメント</p>		○	○	○
4	農業者	家畜排せつ物法における認定	処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設）の整備に関する計画（処理高度化施設整備計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援	<p>✓ 気候変動への対応</p> <p>✓ 地域社会・コミュニティへの貢献</p>		○		

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.54-55に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和4年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
5	農林漁業者	環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策（エコ畜事業）	飼料作付面積を確保しながら温室効果ガス排出削減 ² に取り組んでいる酪農・肉用牛経営を支援 ² 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換、飼料生産等に係るGHG排出削減、有機飼料の生産、メタンガス排出削減効果のある飼料の給与	✓ 気候変動への対応	○			
6	森林所有者等	森林経営計画制度	計画的・効率的な森林の施業等を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮を目的とし、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について5年を1期とする計画（森林経営計画）を作成し、森林の所在地の属する市町村の長 ³ の認定を受けた取組を支援 ³ 複数の市町村にわたる場合：都道府県知事 複数の都道府県にわたる場合：農林水産大臣	✓ 気候変動への対応 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献	○	○	○	
7	林業者	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法における認定	林業経営の規模拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に取り組む計画（林業経営改善計画）や木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（合理化計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献		○		
8	林業者	森林経営管理法における民間事業者の選定等	都道府県が、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、都道府県知事が定める要件に適合する者を公表し、その公表された者の取組を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ 従業員への配慮	○	○		

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.54-55に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和4年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
9	農林漁業者、食品事業者等	産業競争力強化法における認定	事業再構築やデジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する計画（事業適応計画）を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候変動への対応 ✓ エネルギーマネジメント ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 		○	○	
10	農林漁業者、食品事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ①エコフィード認証 ②エコフィード利用畜産物認証 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一定の基準（食品循環資源の利用率や栄養成分等）を満たす食品循環資源利用飼料（エコフィード）について、認証機関から審査、認証を受けることで、認証マークが使用可能 ② 一定の基準（認証エコフィードの給与等）を満たす畜産物（エコフィード利用畜産物）について、認証機関から審査、認証を受けることで、認証マークが使用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物 	○			○
11	再生利用事業者	食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者制度	リサイクルを効率的に実施できる等の基準を満たす場合に、食品廃棄物等を原料とする肥料、飼料等のリサイクル製品を製造する事業場について、主務大臣の登録を受けた取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物 				○
12	食品事業者、農林漁業者、再生利用事業者等	食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）	<p>食品事業者と再生利用事業者、農林漁業者等の3者が共同して、食品リサイクル・ループ⁴に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援</p> <p>⁴ 食品関連事業者等から排出される食品廃棄物等を再生利用した飼料・肥料を農畜水産物の生産に利用し、生産した農畜水産物を食品関連事業者が販売する等の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物 				○

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.54-55に掲載）

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

活用可能な支援措置

本リストは、令和4年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
13	林業者等	森林認証	<p>① 持続性や環境保全に配慮した適切な森林経営がなされているか</p> <p>② 認証された森林から生産された木材・木材製品を分別・管理しているかについて、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証ラベル⁵が使用可能</p> <p>⁵ 日本では主にFSC認証とSGEC/PEFC認証が普及している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生物多様性 ✓ 気候変動への対応 ✓ 顧客への誠実さ 				○
14	漁業者、養殖業者、流通加工業者	水産エコラベル認証	<p>漁業者、養殖業者、流通加工業者は、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証ラベル⁶が使用可能</p> <p>⁶ 日本では主にMSC認証、ASC認証、MEL認証が普及している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生物多様性 ✓ 顧客への誠実さ 				○
15	農林漁業者、食品事業者、機械・資材メーカー等	みどりの食料システム法 ⁷ における認定 ⁷ 令和4年7月1日施行	<p>① 化学農薬・化学肥料の低減や、有機農業、温室効果ガスの排出削減等に取り組む計画（環境負荷低減事業活動実施計画等）を作成し、都道府県知事の認定を受けた農林漁業者の取組を支援</p> <p>② 環境負荷低減に資する資材・機械の製造・販売、環境負荷低減の取組により生産された農林水産物を用いた新商品の開発等に取り組む計画（基盤確立事業実施計画）を作成し、主務大臣の認定を受けた事業者の取組を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候変動への対応 ✓ エネルギーのマネジメント ✓ 廃棄物 ✓ 生物多様性 ✓ サプライチェーンにおける連携 	○	○	○	○

No. 15については、みどりの食料システム法の施行に伴い内容を更新（令和4年7月）

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.54-55に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和4年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にS（社会）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※その他
16	農林漁業者等	六次産業化法における認定	農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ 気候変動への対応 ✓ エネルギーのマネジメント 	○	○		○
17	農林漁業者、食品事業者	農商工等連携促進法における認定	中小企業者及び農林漁業者は、共同して、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品又は新役務の開発等に関する計画（農商工等連携事業計画）を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 	○	○		○
18	農林漁業者、食品事業者	米穀新用途利用促進法における認定	生産者及び製造事業者は、共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 		○		○
19	林業者	林業労働力の確保の促進に関する法律における認定	雇用管理の改善、事業の合理化を一体的に図るための必要な措置についての計画（改善計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ 従業員への配慮 	○	○		
20	食品等流通事業者	食品流通法における認定	食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画（食品等流通合理化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ サプライチェーンにおける連携 	○	○		○
21	食品企業等	地域食品産業連携プロジェクト	地域の食品関連企業等のネットワークを構築して行う、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 	○			○

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.54-55に掲載）

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

活用可能な支援措置

本リストは、令和4年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にS（社会）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
22	農林漁業者等	山村振興法における①認定、②助成	<p>① 振興山村における農林漁業の経営改善又は振興のための計画（経営改善計画又は振興計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援（融資）</p> <p>② 山村振興計画作成市町村内において、同計画に基づき地域資源を高付加価値化する事業の実施により、所得・雇用の増加を目指す取組を支援（補助）</p>	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献	○	○		
23	農林漁業者等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における認定	過疎地域における農林漁業の経営改善又は振興のための計画（経営改善計画又は振興計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献		○		
24	農業者	放牧畜産基準認証制度	放牧畜産の促進と消費者の理解醸成を図るため、放牧を实践する牧場や放牧によって生産される畜産物等について、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証ラベルが使用可能	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献				○
25	食品事業者、農業資材事業者等	農業競争力強化支援法における認定	良質で低廉な農業資材の供給又は流通・加工の合理化に資する取組について事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援	<p>✓ 地域社会・コミュニティへの貢献</p> <p>✓ 気候変動への対応</p>		○	○	○
26	農林漁業者、食品事業者	ノウフクJAS	障害者が携わって生産した生鮮食品やこれを原材料とした加工食品の生産行程について、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証マークが使用可能	✓ ダイバーシティの取組				○

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.54-55に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和4年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にG（ガバナンス）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
27	農業者等	GAP認証	GAP(Good Agricultural Practices：農業生産工程管理)が正しく実施されているか、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証マーク ⁷ が使用可能 ⁷ 日本ではGLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類が普及している。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクマネジメント ✓ 顧客への誠実さ 	○			○
28	農業者	農場HACCPの認証	家畜を飼養する農場は、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守に加え、認証団体から農場HACCPに関する研修・指導及び認証を受けることが可能	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクマネジメント ✓ 顧客への誠実さ 	○			○
29	食品事業者	HACCP支援法における認定	食品の安全性の向上と品質管理の徹底を推進するため、HACCPを導入し、製造過程の管理の高度化に関する計画（高度化計画）や、HACCP導入の前段階の衛生・品質管理等のための事業に関する計画（高度化基盤整備計画）を作成し、指定認定機関の認定を受けた取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクマネジメント ✓ 顧客への誠実さ 		○		
30	農林漁業者、食品事業者等	パートナーシップ構築宣言	①サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、②親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を宣言することで、一部の補助金の加算措置が受けられ、ロゴマークが使用可能	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サプライチェーンにおける連携 ✓ 企業倫理・コンプライアンス 				○

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

(各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.54-55に掲載)

活用可能な支援措置

本リストは、令和4年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<特定のESG要素に特化しないもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
31	中小企業者等	スタートアップ総合支援プログラム (SBIR支援)	持続可能な食料供給につながる、新たな技術開発・事業化を担うスタートアップ等の研究開発から事業化までを総合的に支援 ⁸ ⁸ 本事業の交付を受けたスタートアップは日本政策金融公庫から特別利率での融資を受けることが可能	(特定の要素に特化しない)	○	○		
32	金融機関	農林漁業法人等投資育成制度	投資円滑化法に基づき、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）を、日本政策金融公庫からの出資により支援	(特定の要素に特化しない)				○

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

(各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.54-55に掲載)

第3章 ESG地域金融の実践事例

農林水産業・食品産業に関するESG地域金融の実践事例

- 農林水産業・食品産業の課題や取組を対象に「生産性向上と持続性の両立」や「地域への波及効果」を意識し、持続可能な地域の実現に向けて支援を実践したと考えられる事例を掲載。次ページ以降、個々の事例について掲載。

No.	案件名	事業者	事業概要		金融機関	金融機関の対応
			生産性向上と持続性の両立	地域への波及効果		
1	「魅せるトマト農園」を拠点とした事業展開	㈱たんぼ農園 (農業関係)	水耕栽培による効率的な生産や、観光資源としての活用や自社での加工・販売を行うことで、 農業の付加価値の増加 を図る	地域の農産物を基軸とした 新たな事業創出 、 農地の有効活用 、 雇用の確保 、 観光の振興 などを通じて 地域経済の活性化 に貢献	千葉興業銀行	観光と農業の組み合わせを評価し、アグリ担当の専門チームがコンサル、資金支援等を実施
2	若手農業者が集落営農組織から事業を承継	㈱レイトベース フクイ (農業関係)	畜産農家である強みを活かし、 堆肥を有効利用した通年での野菜生産 など循環型複合農業を通じて、 安定的な農業経営 を目指す	農地を積極的に集約することで 地域の資源の有効活用 に貢献するとともに、 企業的な農業経営 で 地域の雇用創出 にも寄与	日本政策金融公庫	事業構想や地域農業への貢献を評価し、経営発展に必要な設備資金等の融資を実行
3	地域の森林資源を活用した敷料用おが粉の生産	興部オガ粉利用合同会社 (林業関係)	林業所得の向上 につながり、 酪農経営 にとっては必要な 生産資材 を 地域内から安定的に調達 。GHG削減にも寄与	新たな林業ビジネスの展開 とともに、 基幹産業である酪農の基盤強化 にもつながり、 雇用創出 を通じて 地域経済の活性化 に寄与	北見信用金庫、 日本政策金融公庫	基幹産業である酪農振興への寄与等を評価し、創業資金を協調支援
4	コロナ禍からの反転攻勢に向けた水産加工と販路開拓の取組	佐賀玄海漁協 (水産業関係)	ECサイトを通じた 新たな販路確保 によって、 収益機会の拡大 とともに 低・未利用魚の流通も可能となりフードロス削減	産直販売や付加価値の高い加工品販売によって 漁業者の所得が向上 し、加工場での 雇用創出 に寄与	農林中央金庫、 九州信漁連	独自の補助事業の枠組みで事業性を評価し、加工場の設備資金支援と販路拡大の支援を実施
5	有機野菜の効率的な物流・販売体制の構築	㈱坂ノ途中 (食品産業関係)	物流オペレーションの効率化 や 販路拡大 に取り組み、 提携生産者との長期的な関係を構築 することで 安定的な事業経営 を目指す	販売機会の拡大 により 新規就農者の経営安定 に貢献し、 提携生産者の増加 を通じて 地域農業の活性化 に寄与	京都信用金庫 グループ	社会課題に取り組む地域企業として評価し、投融資やソーシャル認証などを通じて支援
6	自然栽培米による日本酒醸造事業への参入	稲とアガベ㈱ (食品産業関係)	地元で 付加価値の高い加工 を行い小規模でも 収益を確保 。 農薬・化学肥料使用を抑えた栽培 による原材料を用い 環境負荷を低減	小売・軽食機能を兼ねた醸造所、レストランを新設、 地域の雇用創出 に貢献。中心市街地の 誘客コンテンツ としても期待	秋田銀行、 日本政策金融公庫	地域経済の活性化に資するものとして、事業性評価に基づき起業に必要な資金を協調融資
7	女性起業家による地元産生姜を使った商品開発とブランド化	㈱Add Venture (食品産業関係)	地元産品を活用や健康効果の訴求により 付加価値の高い事業 を展開。生姜の皮などの フードロスゼロ にも取り組む	地元の女性を中心にカフェ・製造・販売で 新規雇用 。地域の 生姜生産の特産品としての再興 を目指す	姫路信用金庫	大学との共同研究、ロゴマークやパッケージデザイン、商標出願などのアレンジを行い支援
8	農林水産物・食品輸送におけるパレットの共同利用	日本パレットレンタル㈱ (物流関係)	物流の効率化 を図るとともに、必要となるパレット数量が 低減 され、 CO2削減 が可能。 ドライバーの労働緩和 にも寄与	負荷の大きい物流現場での 手荷役を省く ことで、農林水産物の生産者や食品メーカーの 金銭的・人的コスト負担を軽減	農林中央金庫	環境負荷の低減や循環型社会構築に貢献するものと評価して、グリーンローンを実行

注 これらの事例については、インパクトの定量化など精緻なESG評価を行っているか否かに関わらず掲載している。

出所：各金融機関により公開されている情報等を基に整理（内容の正確性、適切性等について農林水産省が保証や認定を行うものではない）

事例1（農業関係）

水耕栽培による「魅せるトマト農園」を拠点とした事業展開

— 観光と農業を組み合わせたビジネスモデルを評価しアグリ担当チームが支援

対象事業の概要

（事業者名）株式会社たんぽぽ農園

- イチゴ生産などを手掛けていた当社は、新たな事業展開として“魅せるトマト農園（樹状に広がる特殊な水耕栽培）”を柱とする観光農園を設置
- 聖徳大学短期大学部と連携して商品開発を行うなど、自社で生産するトマト・サツマイモや地域の農産物を活用した加工品の製造・販売に取り組む
- 農園に併設する直売所では、自社農産物だけでなく地元農家の農産物も取り扱う

持続可能な地域の実現につながるポイント

（生産性向上と持続性の両立）

- 水耕栽培による効率的な生産を行うとともに、観光資源としての活用や自社での加工・販売を行うことで、農業の付加価値の増加を図る取組

（地域への波及効果）

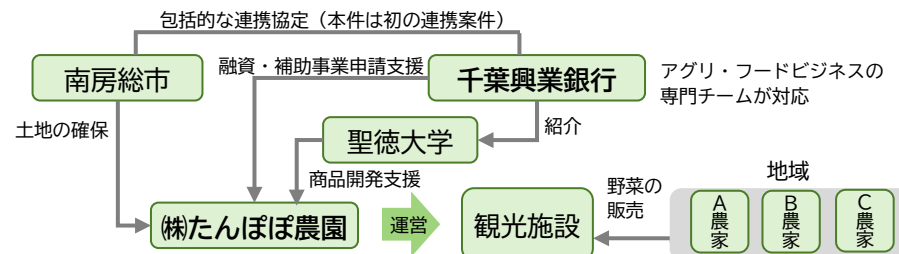
- 高齢化や人口減少が進む南房総市において、産業の担い手不足等への対処が求められる中、地域の農産物を基軸とした新たな事業創出、農地の有効活用、地域における雇用の確保、観光の振興※などを通じて地域経済の活性化に貢献

※ 年間12万人の農園来訪者獲得を目標

金融機関の対応

（金融機関名）千葉興業銀行

- 観光と農業を組み合わせたビジネスモデルを評価し、アグリ担当の専門チームが、南房総市と連携し、事業構想に関する助言、商品開発や販売に関するコンサルティング、資金支援等を行い、6次産業化の実現をサポート



事例2（農業関係）

持続的な発展に向けて若手農業者が集落営農組織から事業を承継

— 循環型農業等の事業構想や地域農業への貢献を評価し、資金支援

対象事業の概要

（事業者名）株式会社レイトベースフクイ

- 福井県坂井市三国町池上地区の農地の大半は、集落営農組織によって耕作されていた。同組織は、地域の資源を有効に活用し農業経営を持続・発展させるために、若手農業者の高橋久明氏(水稲10ha+酪農20頭を経営)への事業承継を決めた
- 高橋氏は、企業的な農業経営を行うために、株式会社レイトベースフクイを設立し、地域の農地の集約を進める。当社では、乾燥調製、農業生産に関する作業委託、水稲、大豆、蕎麦、青ネギの生産（計54ha）を行っている

持続可能な地域の実現につながるポイント

（生産性向上と持続性の両立）

- 畜産農家である強みを活かし、**堆肥を有効利用した通年での野菜生産**にも取り組むなど**循環型複合農業**の展開を通じて、安定的な農業経営の実現を目指す

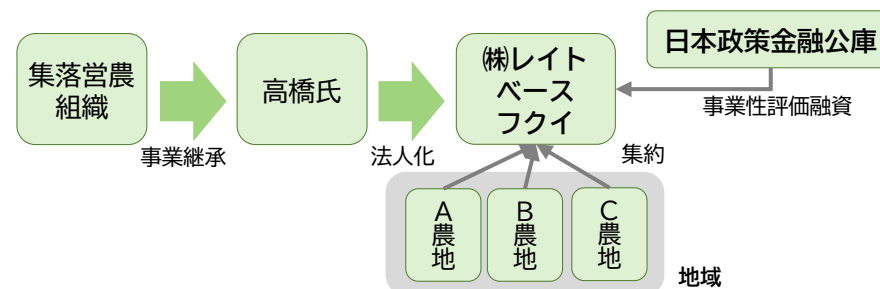
（地域への波及効果）

- 池上地区の周辺でも事業承継が課題になっており、同社が池上地区周辺の農地も**積極的に集約**することで、耕作放棄地の発生を防止し、**地域の資源の有効活用**に貢献。企業的な農業経営の展開により、地域の**雇用創出**（従業員として2名新規雇用）にも寄与

金融機関の対応

（金融機関名）日本政策金融公庫

- 事業構想や地域農業への貢献を高く評価し、経営発展に必要なミニライスセンター、格納庫、ハウス取得のための設備資金と立ち上がりに必要な運転資金の融資支援を行った



事例3（林業関係）

地域の森林資源を活用した敷料用おが粉の生産

— 基幹産業である酪農振興への寄与等を評価し、創業資金を協調支援

対象事業の概要

（事業者名）興部オガ粉利用合同会社

- 酪農が基幹産業となっている興部町で林産加工業者と酪農家が共同して当社を設立し、同町をはじめ近隣地域から発生する間伐材や林地残材等を活用して敷料用おが粉の生産・販売を行っている
- 本事業は、地域の酪農家の旺盛な敷料用おが粉の需要に応えるものであり、「バイオマス関連施設整備による酪農基盤の強化」を掲げる第2期興部町総合戦略などにも合致

持続可能な地域の実現につながるポイント

（生産性向上と持続性の両立）

- 未利用の森林資源を活用するため林業所得の向上につながり、酪農経営にとっては必要な生産資材を地域内から安定的に調達することが可能となる。地域外からの調達に比べ輸送距離も抑えられ、GHG削減にも寄与

（地域への波及効果）

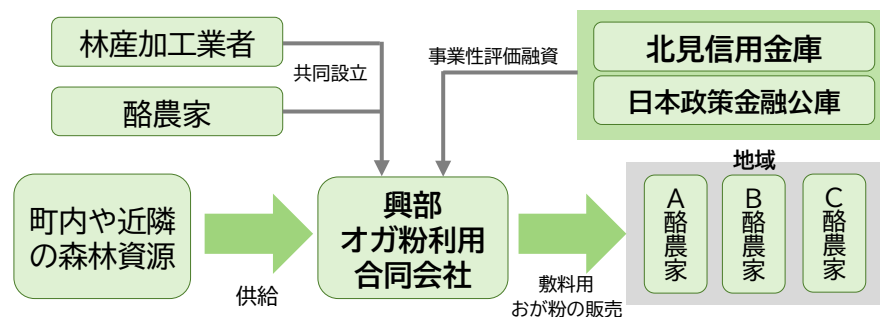
- 地域における新たな林業ビジネスの展開とともに、基幹産業である酪農の基盤強化にもつながり、雇用創出※などを通じて地域経済の活性化に寄与

※ 事業開始後に、需要増加に伴う事業拡大のために2名雇用が増加

金融機関の対応

（金融機関名）北見信用金庫、日本政策金融公庫

- 地域の森林資源を活用して基幹産業である酪農振興に寄与するとともに、地域産業活性化と雇用創出を目指す興部町のSDGs推進にも合致した事業と評価し、創業資金を協調して融資



事例4（水産業関係）

コロナ禍からの反転攻勢に向けた水産加工と販路開拓の取組

— 産直販売プラットフォームとのマッチング等を通じて支援

対象事業の概要

（事業者名）佐賀玄海漁業協同組合

- 新型コロナウイルスの影響によって魚価の下落・販路の消失等、甚大な影響を受けていた佐賀玄海漁業協同組合は、組合員である漁業者の所得向上に向けた支援策を検討
- 漁協の事業として組合員が利用可能な加工施設を整備するとともに、組合員に対し産直ECサイト「ポケットマルシェ」を利用した直販を紹介

持続可能な地域の実現につながるポイント

（生産性向上と持続性の両立）

- 従来の販路に加えECサイトを通じた新たな販路確保による収益機会の拡大とともに、これまでで廃棄していた低・未利用魚の流通も可能となりフードロス削減につながっている

（ポケットマルシェでの売上） 2021年：約1,500万円（開始前はゼロ）

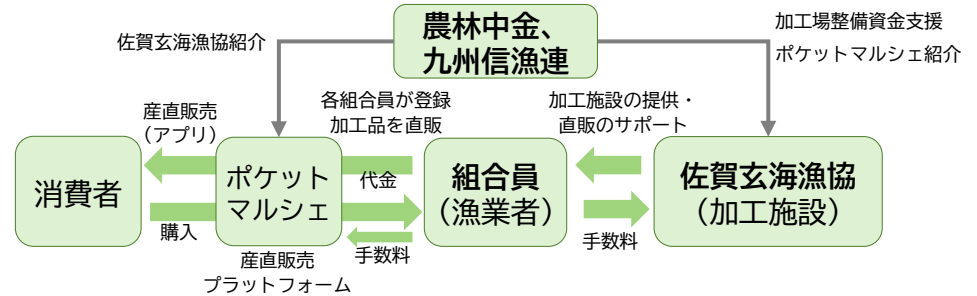
（地域への波及効果）

- 産直販売ルート追加や付加価値の高い加工品販売によって漁業者の所得が向上。あわせて加工場での雇用創出に寄与

金融機関の対応

（金融機関名）農林中央金庫、九州信用漁業協同組合連合会

- JFマリンバンク独自の補助事業の枠組みにて事業性を評価し、加工場の設備資金を支援するとともに、より漁業者の所得を高める高付加価値のプロジェクトとなるように販路拡大にかかるビジネスマッチングを実施



事例5（食品産業関係）

有機野菜の効率的な物流・販売体制の構築

— 新規就農者の販売機会拡大に資する事業展開を総合的に支援

対象事業の概要

（事業者名）株式会社坂ノ途中

- 有機野菜等の流通販売業として、取り扱う農産物の99%がオーガニック製品であり、取扱品目が年間約400種と幅広く、取引農家の約9割が新規就農者
- 効率的な物流・販売体制の構築に向けて、
 - ・ 首都圏及び京阪神の集荷・配送拠点の整備
 - ・ 受発注システムの高度化
 - ・ 旗艦店の出店、EC等によるマーケティング強化に取り組んでいる（2019年4月に農業競争力強化支援法の認定取得）

持続可能な地域の実現につながるポイント

（生産性向上と持続性の両立）

- 既存の事業方式を見直し、物流オペレーションの効率化や販路拡大に取り組むことによって提携生産者との長期的な関係を構築し、これを基盤とした安定的な事業展開を目指す

（地域への波及効果）

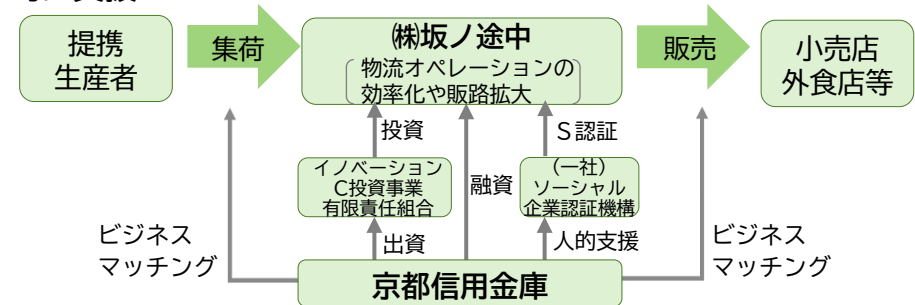
- 販路構築に苦勞し生産が安定しづらい新規就農者のため、販売機会の拡大を図ること等により農業経営の安定に貢献。提携生産者の増加※を通じて地域農業の活性化に寄与

※ 提携生産者（2018年度：189軒）を2023年度に600軒まで引き上げる目標を設定

金融機関の対応

（金融機関名）京都信用金庫グループ

- 社会課題に取り組む地域企業として評価し、投融資、ビジネスマッチングによる生産者・販路の紹介、地域で設立した一般社団法人によるソーシャル企業認証等を通じて、事業展開を総合的に支援



事例6（食品産業関係）

自然栽培米による日本酒醸造事業への参入

— 地域経済活性化につながる農業起点の新事業に協調融資

対象事業の概要

（事業者名）稲とアガベ株式会社

- 当社の代表者は、秋田県内での酒造りの修行や農薬を使用しない米作りに従事した経歴
- 「自らが携わった原料米のみを使用した無添加の酒蔵」をコンセプトに、無肥料・無農薬の自然栽培米を生産し、原材料の特徴を生かした完全無添加の新たな酒類の製造・販売を行う事業を起業
- 醸造所は旧JR男鹿駅舎を改修して開設し、輸出用日本酒のほか、どぶろくや新ジャンルの酒類などの製造に取り組んでいる

持続可能な地域の実現につながるポイント

（生産性向上と持続性の両立）

- 地元の農産物を地元で付加価値の高い加工を行うことで小規模事業者でも収益を確保。
農薬・化学肥料使用を抑えた栽培による原材料を用い、環境負荷を低減。

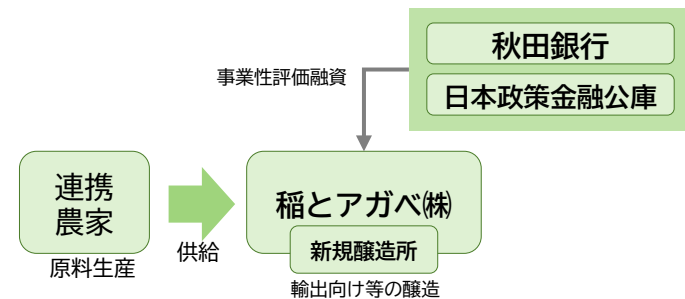
（地域への波及効果）

- 旧JR男鹿駅舎を改修し、小売・軽食機能を兼ねた醸造所、レストランを新設するもので、地域の雇用創出（県内出身者中心に8人）に貢献。中心市街地の誘客コンテンツとしても期待

金融機関の対応

（金融機関名）秋田銀行、日本政策金融公庫

- 農業を起点とした新事業に挑戦し地域経済の活性化に資するものとして、事業性評価に基づき起業に必要な資金を協調融資



事例7（食品産業関係）

女性Uターン起業家による地元産生姜を使った商品開発とブランド化

— 地元専門家と連携し、ブランド確立に向けた事業展開を全般に支援

対象事業の概要

（事業者名）株式会社AddVenture

- 姫路市にUターンし町屋カフェを創業した代表者が、地域の特産品であった生姜に着目し、これを原材料として用いた「米粉ジンジャーケーキ」などの商品開発を行った
- ブランド「Himeginger」を立ち上げ、生姜生産者、店舗スタッフ、パティシエなどの女性の活躍を事業展開に活かしながら、テイクアウト店舗、オンラインショップなども含めた販売拡大に取り組んでいる。兵庫県による「5つ星ひょうご」のブランド認定も取得

持続可能な地域の実現につながるポイント

（生産性向上と持続性の両立）

- 地元産品の活用と、効能分析に基づいた健康効果の訴求を通じて、付加価値の高い事業モデルを展開。生姜の皮はピールにするなどフードロスゼロに取り組んでいる

（売上推移）2018/3期：378万円、2019/3期：671万円、2020/3期：815万円

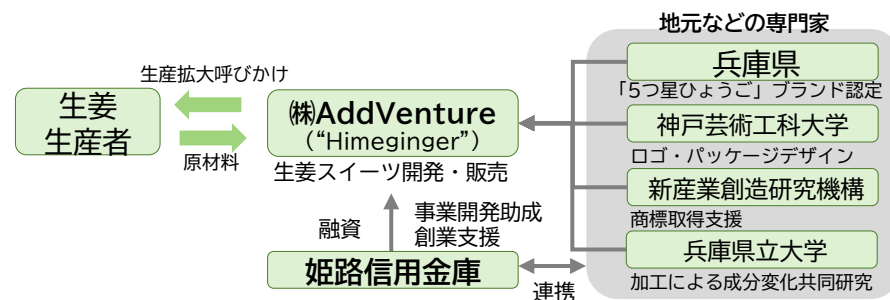
（地域への波及効果）

- 地元の女性を中心にカフェ・製造・販売で新規雇用。販売拡大に伴い、播磨地域の生姜生産者に対して増産を要請しており、地域の特産品として再興を目指している

金融機関の対応

（金融機関名）姫路信用金庫

- カフェの創業時や、「Himeginger」のブランド立ち上げに関し、兵庫県立大学との共同研究、ロゴマークやパッケージデザイン、商標出願などのアレンジを行い、事業展開全般を支援



事例8（物流関係）

農林水産物・食品輸送におけるパレットの共同利用を可能とするレンタルサービス — 環境負荷の低減や循環型社会構築への貢献を評価し、グリーンローンを実行

対象事業の概要

（事業者名）日本パレットレンタル株式会社

- 農林水産物や食品のトラック輸送等において、レンタル方式によるパレットの共同利用を可能とすることで、サプライチェーン上の多様な企業をつなぐ一貫輸送を実現※

※1枚のパレットで途中積み替えを行うことなく複数企業間をまたいで目的地まで輸送し、パレット毎に納品。利用後の空パレットは当社がまとめて回収後、別のメーカー等にレンタルする仕組み

- 保有する物流データを活用し、AI技術で輸送ルートと積み荷をマッチングするサービスも開発

持続可能な地域の実現につながるポイント

（生産性向上と持続性の両立）

- 荷卸しや車両待機の時間が減るなど**物流の効率化**が図られるとともに、各企業が単独で所有・運用する場合と比較して必要となるパレット数量が低減され、**78%のCO2削減**が可能。**ドライバーの労働緩和**によって労働者不足の課題にも対応

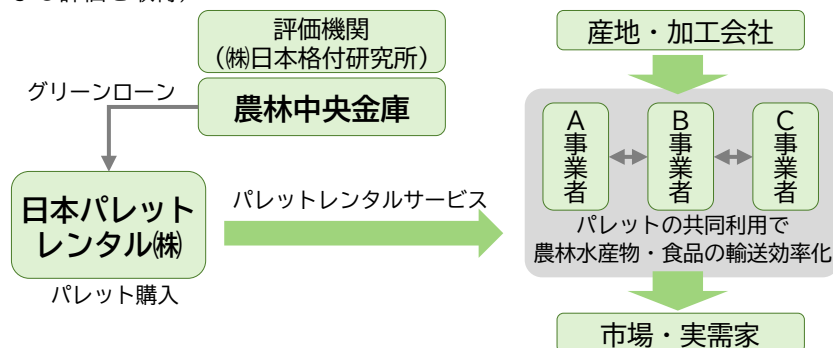
（地域への波及効果）

- 負荷の大きい**物流現場での手荷役を省く**ことで農林水産業の生産者や食品メーカーの**金銭的・人的コスト負担を軽減**し、製品の需要地への輸送を持続可能なものに

金融機関の対応

（金融機関名）農林中央金庫

- 環境負荷の低減や循環型社会構築に貢献するものと評価して、パレット購入資金を対象としたグリーンローンを実行
（グリーンローン原則等の基準を満たしていることについて、㈱日本格付研究所による評価を取得）



第4章 対象事業の価値向上に向けた支援（実践のポイント）

注 本章は、地域金融機関が農林水産業・食品産業の個々の事業者又は案件対象事業の価値向上に向けた支援を行う場合の具体的な手順について、そのポイントをわかりやすく提示することを意図している。

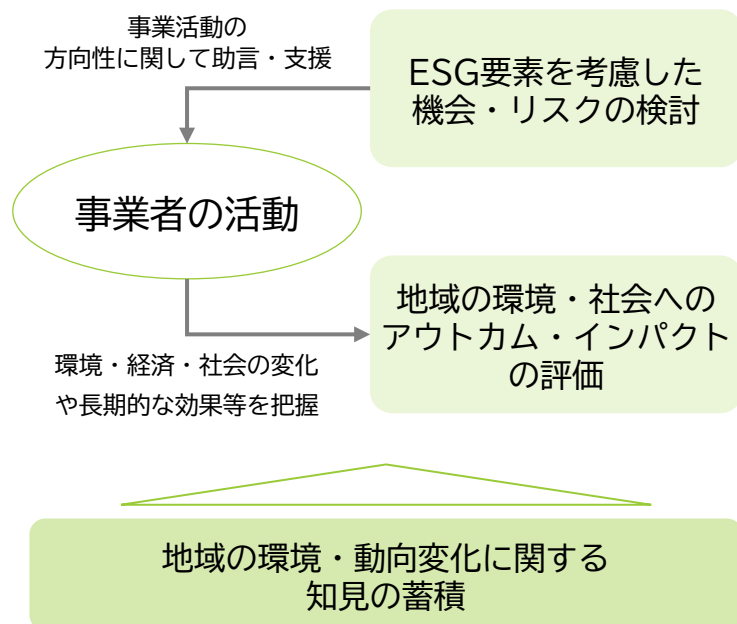
なお、環境省の実践ガイドでは、こうしたアプローチのみならず、地域経済全体を俯瞰する観点から

- ① 地域資源を活用した課題解決策の検討・支援（自治体と連携するなどし、地域を俯瞰した取組を推進する方向け）
 - ② 主要産業の持続可能性向上に関する検討・支援（主要産業について分析し、金融機関としての取組方針や実施事項を決定する方向け）
 - ③ 企業価値の向上に向けた支援（ESG地域金融を実践するすべての金融機関の行員・職員向け）
- という3つのアプローチに分けて実務者向けの実践手順について解説を行っている点に留意されたい。
（本章は、このうちの③のアプローチに着目しているもの。）

ESGを考慮した事業性評価の目的や考え方

- ESGを考慮した事業性評価の目的は、対象事業について機会獲得やリスク緩和に向けた対話や支援を行い、事業価値の向上につなげることである。
- 地域金融機関には、事業継続に影響を及ぼす機会やリスクを検討したうえで、金融・非金融両面での適切な支援策を講じることが求められる。その際、事業活動がもたらすアウトカムやインパクトを把握して、機会やリスクの検討に活用するとともに、地域金融機関として支援する意義を明確にすることが重要。

事業性評価における実施事項



事業性評価における考え方の例

- ✓ 事業性評価は、機会獲得やリスク緩和に向けた対話や支援を実施し、事業者や案件の価値の向上につなげることを目的
- ✓ 中長期的に財務的な影響を及ぼす機会やリスクを検討
- ✓ 取組により生じる環境・経済・社会の変化（アウトカム）や長期的な効果等（インパクト）を把握し、機会・リスクの検討に活用するとともに、地域金融機関として支援をする意義を明確にする
- ✓ 地域資源や外部環境、技術に関する一定の知識を地域金融機関として保有する必要がある
- ✓ 営業店で発掘した個別事例の情報も、本部で集約し金融機関全体で把握することが重要である

実践手順

- ①事前準備としての外部環境分析、ヒアリング、②アウトカムやインパクトといった価値の把握、③将来性を評価し共有、④機会獲得やリスク緩和に向けた支援の実行、という手順が想定され、これらにより事業性評価をESG要素に着目して深化させることが可能と考えられる。

実施事項	内容	中心主体（例）
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>外部環境分析</u>： 将来想定される外部環境動向を“自然環境・環境政策”、“地域社会・市場動向”、“ガバナンス要求”等の観点から整理し、影響が大きいと想定される事項を把握 ✓ <u>仮説設定</u>： 外部環境分析の結果から、ヒアリングに向けた仮説を設定 ✓ <u>ヒアリング</u>： 対象事業の仕入れ先、販売先及びその最終消費者の動向を把握するとともに、差別化要素を確認し、外部環境で影響が大きいと想定された事項への対応を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本部 （ソリューション営業） ✓ 営業店
価値の把握	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>”目指すべき価値”の評価</u>： 対象事業の取組が、環境・社会・経済面にどのような変化（アウトカム）や長期的な効果等（インパクト）を及ぼすのかを把握する【P37-38】 ✓ <u>今後の取組の方向性の検討</u>： 事前準備やヒアリングを踏まえ、対象事業の持続可能性や企業価値向上に向けた取組の方向性を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営業店 ✓ 本部（営業推進、審査）
共有・すり合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>対象事業の将来性の評価</u>： 営業店で整理した評価及び機会、リスクを本部と共有する【P39-40】 ✓ <u>認識の共有</u>： 評価、整理した内容を対象事業者と共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営業店 ✓ 本部（営業推進、審査）
支援の検討・実行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>リスク緩和、機会獲得に向けた支援策の検討</u>： 機会獲得やリスク緩和に向けて、対象事業者の対応策及びその実践に向けた支援策を検討・実行する【P41】 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営業店 ✓ 本部 （ソリューション営業）

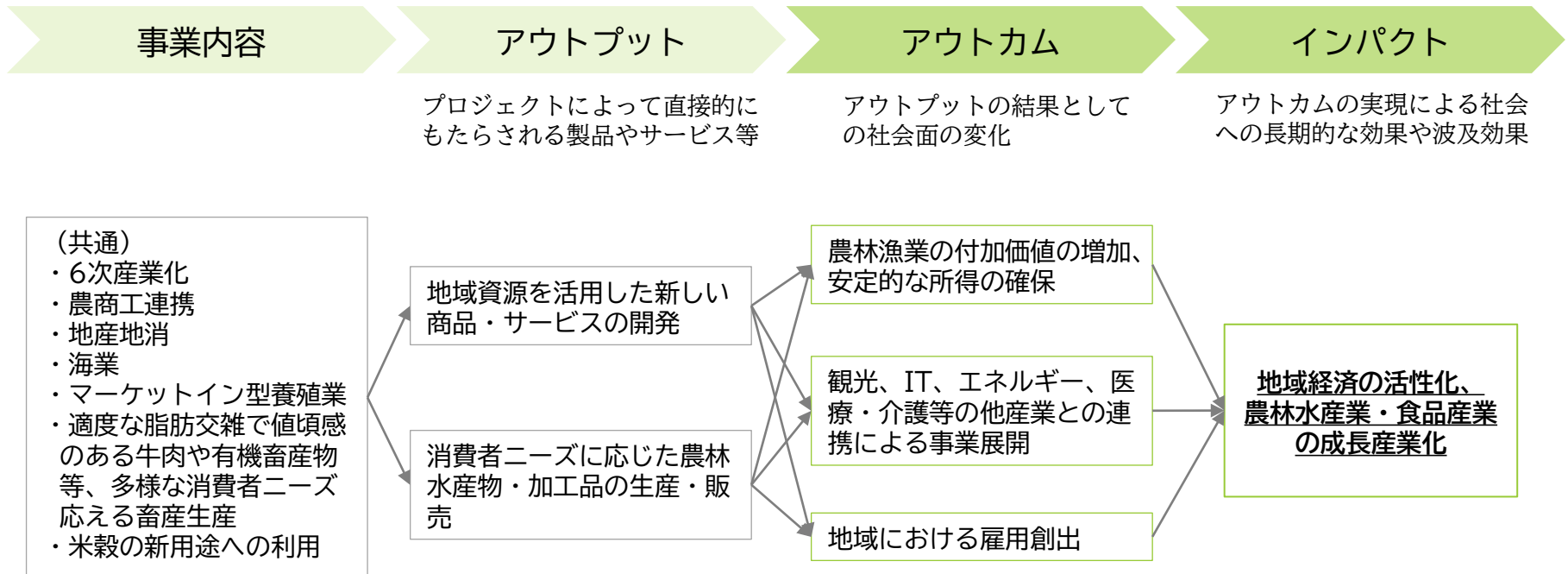
出所：環境省「ESG地域金融実践ガイド2.1」（一部表記変更）

アウトカム・インパクト評価のロジック整理例①

- 例えば、Social（社会）に対応するアウトカムやインパクトの評価について、以下のように、対象事業から価値が創出される過程（ロジック）を整理することができる。

【地域経済の活性化、農林水産業・食品産業の成長産業化】

地域経済の持続的な発展のためには、地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発等によって、付加価値の向上や雇用の創出に取り組み、地域経済の活性化や農林水産業・食品産業の成長産業化を図ることが不可欠。



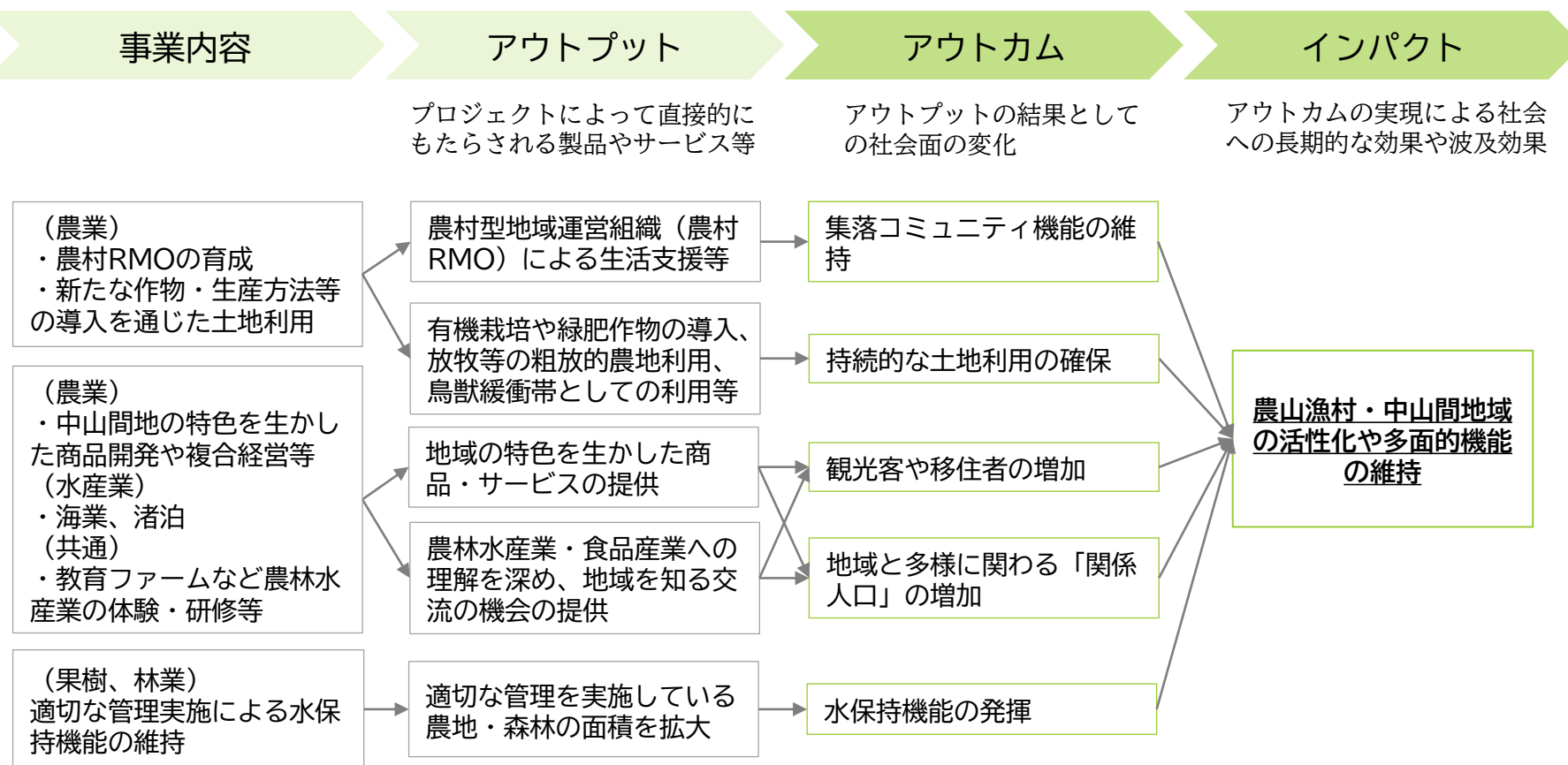
出所：農林水産省作成（金融庁「ソーシャルボンドガイドライン」を参照）

アウトカム・インパクト評価のロジック整理例②

- 例えば、Social（社会）に対応するアウトカムやインパクトの評価について、以下のように、対象事業から価値が創出される過程（ロジック）を整理することができる。

【農山漁村・中山間地域の活性化や多面的機能の維持】

持続的な社会の実現のためには、人口減少や高齢化が進展する農山漁村・中山間地域を活性化し、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能の維持を図ることが重要。

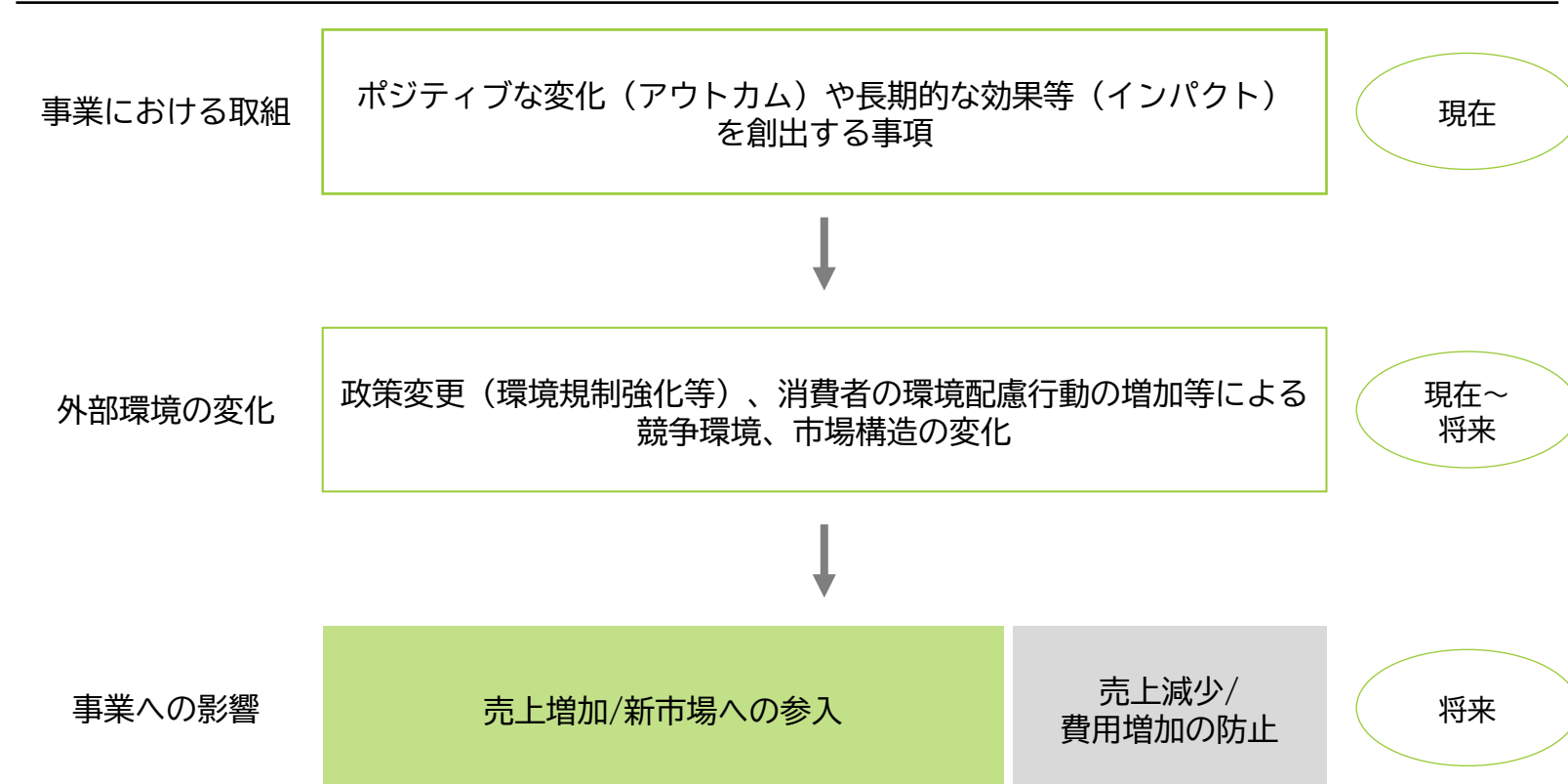


出所：農林水産省作成（金融庁「ソーシャルボンドガイドライン」を参照）

将来性の評価①

- 将来の事業性を評価する方法として、対象事業の取組が環境・社会にどのようなポジティブな変化（アウトカム）や長期的な効果等（インパクト）を及ぼしているかを把握することが有効であり、これらは、将来的な事業価値の向上につながる強みになりうる。

ESG要素を考慮した事業性評価における考え方



出所：環境省「ESG地域金融実践ガイド2.1」（一部表記変更）

将来性の評価②

- 地域課題の解決の観点から好ましい事業でも、その事業単体として短期的な採算性の確保が難しいというケースも想定されるが、地域課題の解決を通じて長期的には収益性の改善が見込めるものもあると考えられるので、それに向けてビジネスモデル改善等の支援や助言を行うことが望ましい。
- 例えば、他部門・他事業者の事業（案件）との連結、地域全体の収支バランス、行政による支援措置（例えば第3章の支援措置リストなど）なども組み合わせることで、支援の可能性を見いだせるケースも考えられる。

ESG要素に着目した事業性評価で考慮すべき事項

成長性	<ul style="list-style-type: none">✓ 地域資源の発掘、活用によって地域にもたらされる波及効果が大きいか✓ 環境・社会課題解決ビジネスとしての将来の成長性・事業機会があるか
持続可能性	<ul style="list-style-type: none">✓ 原料や土地、人材、技術等の操業条件が将来も持続的に利用可能か （想定するビジネスモデルは10年以上先も大丈夫か、利用できなくなるような社会的潮流、環境問題の議論の方向性や政策動向はないか）✓ 財務だけでなく非財務・外部の環境・社会要因も考慮して、その事業が持続可能か



評価の例【対象事業の動向や将来性を検討する】

今後の原料需要や新技術の動向もふまえると、今そこにある環境問題の解決という利点だけでなく、キャッシュフローに影響しうるリスクの両面があると気づいた。他にも、開発計画など、投融資期間中に予見される事象による地域環境問題への寄与もふまえて、当事業の意義を再確認。グループ企業全体でのバリューチェーン改善の可能性が見えてきた。



評価の例【地域全体の収支を考慮し支援を検討する】

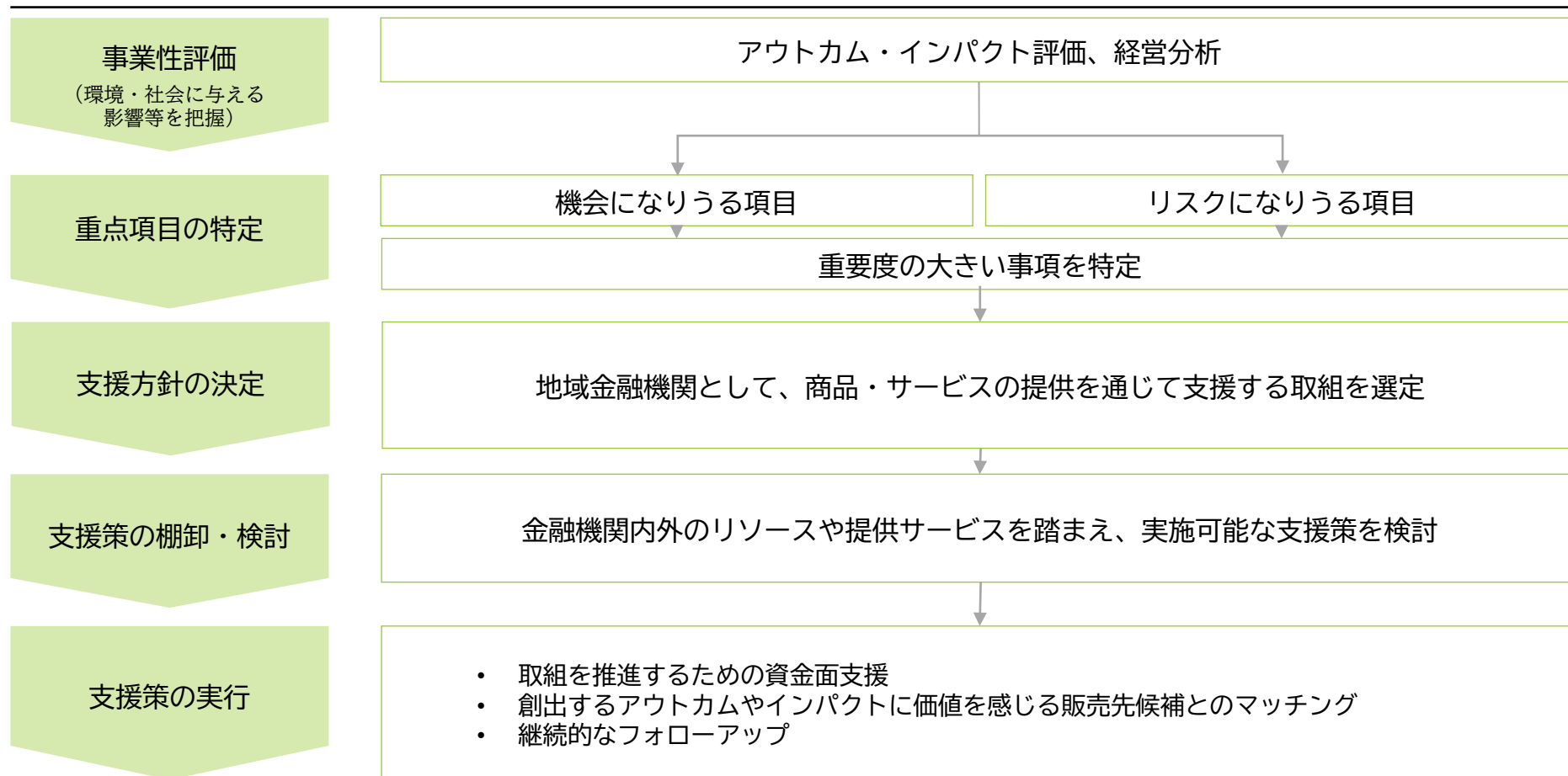
対象事業単体では採算が合わない場合でも、他のプロジェクトを連結させて採算性をとる等で工夫。地域の収支バランス（財政支出に対する自治体の収入増加）も考慮。連結プロジェクトを含めても採算が合わなければ、有識者委員会等で、市場拡大の見通しを踏まえた長期収支での採算性を評価することも一案。

出所：環境省「ESG地域金融実践ガイド2.1」（一部表記変更）

アウトカム・インパクト評価を踏まえた支援策の実行

- ヒアリング等で確認した経営者の意思、アウトカムやインパクトの評価、経営分析を踏まえ、金融機関として対象事業に対する支援の方向性を定めるとともに、金融機関内外のリソースや提供サービスを踏まえ取組を推進するための支援策を検討し、実行する。

支援策検討フロー



出所：環境省「ESG地域金融実践ガイド2.1」（一部表記変更）

支援策の実行に至るまでの実践イメージ

- 日常の取引先フォローの際などに、財務内容に加えて、事業が環境・社会に与える影響を把握し、その情報に基づいて機会やリスクを整理することで、具体的な支援策の実行につなげていくことが可能と考えられる。
- このサイクルを繰り返すことで、地域の持続性確保につながる好循環が期待できる。

酪農経営（家畜排せつ物処理に係る設備投資）の例

事業性評価

財務内容に加え、事業が環境・社会に与える影響を把握



- 日常の取引先フォローや定期的な資産査定の際、財務内容に加えて、事業が環境・社会に与える影響（温室効果ガス（GHG）排出削減、家畜排せつ物処理、飼料生産・利用等に係る取組状況）を把握

重点項目の特定

把握した情報に基づき、機会やリスクになる項目を特定



- 家畜排せつ物処理のための施設が老朽化している事実及び将来的に処理能力を超える可能性を発見・認識

支援方針の決定 支援策の棚卸・検討

支援する取組を選定し、実施可能な支援策を検討



- 家畜排せつ物処理に係る設備投資や既存施設の補改修等の選択肢を検討し、取引先に新規の設備投資を提案
- 設備投資にあたっては、堆肥の外部販売を念頭に、堆肥の高品質化や家畜排せつ物由来のGHG排出量削減にも資する攪拌装置等の導入について助言

支援策の実行 （資金支援等）

取組を推進するための資金支援やフォローアップの実施



- 設備投資を決定した取引先に対し、必要な資金についての融資を実行
- 審査にあたっては、投資後の家畜の飼養見込みと施設の処理能力の整合性や堆肥の販売計画を確認
- 融資後は堆肥を必要とする地域の耕種農家等とのマッチングなどフォローアップを継続

実践にあたっての留意点

- 農林水産業・食品産業におけるESG地域金融は、一律の評価基準ではなく、本ガイダンスを参考にしながら 各地域・各金融機関の実情に合った形で実施することが望ましい。



【Q1】

ESG地域金融に取り組むとどんなメリットがありますか？



【A1】

事業者にとっては、取引先や従業員・就職希望者からの評価を高め、新商品開発や生産性向上を通じた事業の持続性向上につながります。金融機関も、新たな案件発掘や顧客開拓につながることや、取引先の持続性リスクの低減が期待できます。

【Q2】

ESG地域金融は、借り手となる事業者が全く新しい投資をする際の資金調達に限定されるものですか？

【A2】

必ずしも新しい投資に限定するものではなく、通常の資金調達の際であっても金融機関がESGの観点で情報収集し、その事業者のESG取組の推進に寄与する事業活動の支援であればESG地域金融といえます。

【Q3】

ESG地域金融に取り組むためには、事業性評価のノウハウや仕組みが確立されていないといけませんか？

そもそも、農林水産業への投融資経験が少ないと、農林水産分野に参画することは難しいのではないですか？

【A3】

各金融機関の事業性評価の取組状況に応じた方法論を用いて頂き、具体的な取組を通じて徐々に質を高めることが可能です。

また、農林水産分野への参画に関しては、当該分野の投融資の実績を有する日本政策金融公庫との連携を図っていただくことも有意義と考えられます。

【Q4】

農林水産業自体がESGに貢献するものであって、農林水産業への金融は全てESG地域金融なのではないですか？

【A4】

これまでの慣行的な取組を超えて環境や地域社会の持続性に貢献する取組を促していくことが重要と考えています。「ESG要素に対応する農林水産業・食品産業の課題や取組」(P11,12)や「アウトカム・インパクトの把握」(P8)の考え方なども参考に、社会課題の解決に踏み込んだ取組を後押しする金融活動が期待されます。

【Q5】

ESG評価のフレームワークや評価手法に精通していないといけませんか？

【A5】

中堅・中小事業者が多く、ESGに関する情報の蓄積が十分といえない農林水産業・食品産業においては、標準的なフレームワークによる評価基準設定が馴染まない点もあると考えられます。一般的なフレームワークは参考にしつつも、各地域・金融機関の実情に合った評価や事業者への支援が望ましいと考えられます。

参考資料 — 産業動向に関するデータ

農林水産業・食品産業基本データ

項目		年次 (令和)	単位	直近 データ	前年 (前回)	増減率 (差)(%)	備考
産業規模	産出額	2年 (第一次年次推計)	兆円	981.74	1,047.42	▲6.3	内閣府「国民経済計算」、中間投入分の重複計上を含む
	農業・食料関連産業の国内生産額	元年 (概算)	兆円	118.48	117.51	0.8	シェア 11.3%、農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」
	うち食品産業	〃	〃	101.47	100.45	1.0	シェア 9.7%、農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」
	国内総生産(GDP)	2年 (第一次年次推計)	兆円	538.16	558.49	▲3.6	内閣府「国民経済計算」
	うち農業	〃	〃	4.66	4.80	▲3.0	
	林業	〃	〃	0.23	0.25	▲5.8	
	水産業	〃	〃	0.73	0.72	1.4	
農業・食料関連産業の国内総生産	元年 (概算)	兆円	53.82	54.34	▲1.0	シェア 9.6%、農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」	
飲食物の最終消費額		平成27年	兆円	83.85	(76.20)	10.0	前回は平成23年、農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表(飲食費のフローを含む。)」
自給率・消費量	自給率・カロリー	2年度 (概算)	%	37	38	(▲1)	目標 45%(12年度)
	生産額	〃	〃	67	66	(1)	目標 75%(12年度)
	1人1年当たり消費量・米	2年度 (概算)	kg/年	50.7	53.2	(▲2.5)	ピークは118.3kg(昭和37)、食料需給表の「1人・1年当たり供給純食料」
	肉類	〃	〃	33.5	33.5	(0)	昭和40(9.2kg)の3.6倍
	油脂類	〃	〃	14.4	14.5	(▲0.1)	昭和40(6.3kg)の2.3倍
食料	販売金額						
	農業生産関連事業	元年度	兆円	2.08	2.10	▲1.3	農業生産関連事業とは、農産加工、農産物直売所、観光農園、農家民宿及び農家レストランの各事業である
	うち農産加工	〃	〃	0.95	0.94	0.7	
	農産物直売所	〃	〃	1.05	1.08	▲2.4	
	漁業生産関連事業	〃	〃	0.23	0.23	▲1.8	漁業生産関連事業とは、水産加工、水産物直売所、漁家民宿及び漁家レストランの各事業である
	うち水産加工	〃	〃	0.18	0.18	▲1.0	
	水産物直売所	〃	〃	0.04	0.04	▲8.6	
食品産業の就業者	2年	万人	805	832	▲4.3	シェア 12.1%、就業者総数は6,676万人	

出所：農林水産省「農林水産基本データ集」(令和4年3月1日現在)

農林水産業・食品産業基本データ

項目		年次 (令和)	単位	直近 データ	前年 (前回)	増減率 (差)(%)	備考	
農業	産出額	農業総産出額	兆円	8.94	8.89	0.5	ピークは11.72兆円(昭和59)	
		うち米	兆円	1.64	1.74	▲5.7	ピークは3.93兆円(昭和59)	
		野菜	兆円	2.25	2.15	4.7	ピークは2.80兆円(平成3)	
		果実	兆円	0.87	0.84	4.1	ピークは1.10兆円(平成3)	
		畜産	兆円	3.24	3.21	0.8	ピークは3.29兆円(昭和59)	
		生産農業所得	兆円	3.34	3.32	0.7	ピークは5.42兆円(昭和53)	
	経営体	農業経営体	3年2月	万経営体	103.1	107.6	▲4.2	経営耕地30a以上又は販売金額50万円に相当する規模以上の農業を営む、又は農作業受託
		うち法人	〃	〃	3.2	3.1	2.9	
		総農家	2年2月	万戸	174.7	(215.5)	▲18.9	前回は平成27年 経営耕地10a以上又は販売金額15万円以上
		販売農家	〃	〃	102.8	(133.0)	▲22.7	経営耕地30a以上又は販売金額50万円以上
自給的農家		〃	〃	71.9	(82.5)	▲12.9	経営耕地30a未満かつ販売金額50万円未満	
農地所有適格法人		2年1月	法人	19,550	19,213	1.8	農地を所有できる法人の総称	
うち株式会社	〃	〃	7,333	6,862	6.9	特例有限会社を除く		
農地のリース方式により参入した一般法人	令和元年12月	〃	3,669	3,286	11.7			
労働力	基幹的農業従事者	3年2月	万人	130.2	136.3	▲4.5	ふだん仕事として主に自営農業に従事	
	うち女性	〃	〃	51.2	54.1	▲5.3		
	平均年齢	2年2月	歳	67.8	(67.1)	(0.7)	65歳以上の者が69.6%	
	新規就農者	2年	万人	5.4	5.6	▲3.8		
	うち49歳以下	〃	〃	1.8	1.9	▲0.9		
	うち雇用	〃	〃	1.0	1.0	1.2		
雇用労働者(常雇)	2年2月	万人	15.7	(22.0)	▲28.8	前回は平成27年		
〃(臨時雇)	〃	〃	94.8	(145.6)	▲34.9			
外国人雇用労働者(農林業)	2年	〃	3.8	3.6	7.2	厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」		

出所：農林水産省「農林水産基本データ集」(令和4年3月1日現在)

農林水産業・食品産業基本データ

項目		年次 (令和)	単位	直近 データ	前年 (前回)	増減率 (差)(%)	備考
経営 収支	1経営体当たり農業所得(全農業経営体)	2年	万円	123.3	118.8	3.8	
	1経営体当たり農業所得(個人経営体)	〃	〃	117.5	113.6	3.4	
	うち主業(個人経営体)	〃	〃	415.4	418.5	▲0.7	
	1経営体当たり農業所得(法人経営体)	〃	〃	323.4	287.7	12.4	
農業 農地	耕地面積	3年7月	万ha	435	437	▲0.5	見通し 414万ha(12年)、ピークは609万ha(昭和36)
	うち田	〃	〃	237	238	▲0.5	
	畑	〃	〃	198	199	▲0.5	
	荒廃農地	2年	万ha	28.2	28.4	▲0.6	通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地
	うち再生利用可能	〃	〃	9.0	9.1	▲0.1	
	1経営体当たり経営耕地・全国	3年2月	ha	3.2	3.1	4.9	
〃	・北海道	〃	〃	30.8	30.2	2.0	
〃	・都府県	〃	〃	2.2	2.2	2.3	

出所：農林水産省「農林水産基本データ集」(令和4年3月1日現在)

農林水産業・食品産業基本データ

項目		年次 (令和)	単位	直近 データ	前年 (前回)	増減率 (差)(%)	備考
森林・林業	自給率・産出額						
	木材自給率	2年	%	41.8	37.8	4.0	ボトムは平成14年の18.8%
	林業産出額	元年	兆円	0.50	0.50	▲0.9	ピークは1.16兆円(昭和55)
	うち木材生産	〃	〃	0.27	0.26	2.0	ピークは0.99兆円(昭和46)
	栽培きのこ類生産	〃	〃	0.22	0.23	▲3.8	ピークは0.24兆円(平成3)
	経営体・労働力						
	林業経営体	2年2月	万経営体	3.4	(8.7)	▲61.0	前回は平成27年、保有山林3ha以上で施業を行うもの、又は林業作業の受託を行うもの、若しくは、年間素材生産200m以上のもの
	うち法人	〃	〃	0.4	(0.6)	▲26.9	
	林家	〃	万戸	69.0	(82.9)	▲16.8	前回は27年、保有山林1ha以上
	林業従事者	平成27年10月	万人	4.5	(5.1)	▲11.3	総務省「国勢調査」、前回は22年
	うち65歳以上	〃	〃	1.1	(1.1)	5.5	総務省「国勢調査」、前回は22年
	新規林業就業者	令和元年度	万人	0.29	0.30	▲4.3	林野庁調べ
	1経営体当たり林業所得	平成30年	万円	103.8	(86.8)	19.6	前回は平成25年度、造林補助金を林業粗収益に含めた逡及値
	製材業・工場数	2年	工場	4,115	4,382	▲6.1	
	合単板製造業・工場数	〃	〃	173	176	▲1.7	
	木材チップ製造業・工場数	〃	〃	1,196	1,250	▲4.3	
	森林						
	林野面積	2年2月	万km ²	24.8	(24.8)	▲0.1	前回は平成27年
	国土面積に占める森林の割合	平成29年3月末	%	67	(67)	(0)	前回は平成24年
	うち人工林の割合	〃	〃	41	(41)	(0)	前回は平成24年
うち国有林の割合	〃	〃	31	(31)	(0)	前回は平成24年	
生産							
きのこ類生産量	2年	万t	46	46	1.4		
素材生産量	2年	万m ³	1,988	2,188	▲9.1		
製材品出荷量	〃	〃	820	903	▲9.2		
団体							
森林組合	令和元年度末	組合	613	617	▲0.6		
森林組合員	〃	万人	150	150	▲0.5		

出所：農林水産省「農林水産基本データ集」（令和4年3月1日現在）

農林水産業・食品産業基本データ

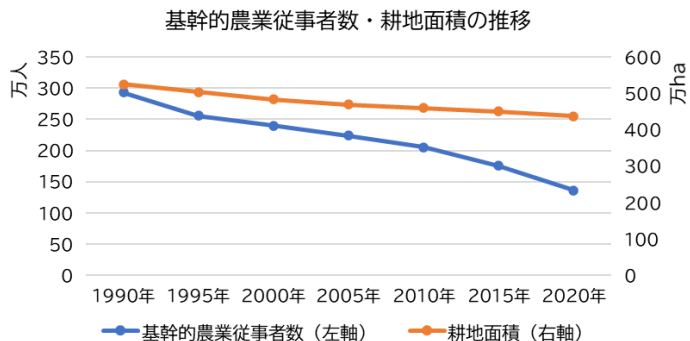
項目		年次 (令和)	単位	直近 データ	前年 (前回)	増減率 (差)(%)	備考	
水産業	自給率・産出額	魚介類自給率(食用)	2年度 (概算)	%	57	55	(2.0)	目標 70%(9年度)
		1人1年当たり消費量・魚介類	〃	kg/年	23.4	25.3	(▲1.9)	ピークは40.2kg(平成13)、 食料需給表の「1人・1年当たり供給純食料」
		漁業産出額	元年	兆円	1.47	1.54	▲ 4.7	ピークは2.96兆円(昭和57)
		うち海面漁業・養殖業	〃	〃	1.35	1.42	▲ 5.3	ピークは2.76兆円(昭和57)
		内水面漁業・養殖業	〃	〃	0.12	0.12	1.9	ピークは0.20兆円(昭和57)
	生産漁業所得	〃	〃	0.72	0.80	▲ 10.0		
	経営体・労働力等	海面漁業経営体	2年11月	万経営体	6.96	7.33	▲ 5.1	
		内水面漁業経営体	平成30年11月	〃	0.48	(0.55)	▲ 13.3	前回は平成25年
		漁業就業者	2年11月	万人	13.6	14.5	▲ 6.3	15歳以上、海上作業に30日以上従事
		うち65歳以上	〃	〃	5.2	5.5	▲ 5.4	
環境	新規漁業就業者	2年度	万人	0.17	0.17	0.0	水産庁調べ	
	沿岸漁家の漁労所得	2年	万円	177	216	▲ 18.0	制度受取金等(漁業)は含めていない	
	藻場面積	平成28年	万ha	12.6	12.5	0.1	水産庁調べ、前回は平成19年	
生産	干潟面積	〃	〃	4.9	4.8	0.1	水産庁調べ、前回は平成19年	
	漁業生産量	2年	万t	423	420	0.9	ピークは1,282万t(昭和59)	
	海面漁業	〃	〃	321	323	▲ 0.5	ピークは1,150万t(昭和59)	
	うち遠洋漁業	〃	〃	30	33	▲ 9.2		
	沖合漁業	〃	〃	204	197	3.7		
	沿岸漁業	〃	〃	87	93	▲ 6.3		
	海面養殖業	〃	〃	97	92	6.0	ピークは134万t(平成6)	
	内水面漁業	〃	〃	2	2	▲0.1	ピークは14万t(昭和53)	
漁村	内水面養殖業	〃	〃	3	3	▲ 6.8	ピークは10万t(昭和63、平成元)	
	漁船	2年11月	万隻	12.0	12.3	▲2.3		
	漁港	3年4月	港	2,785	2,790	▲0.2	平均で海岸線12.7km毎に存在	
団体	漁業集落	平成30年11月	集落	6,298	(6,298)	0.0	前回は25年、平均で海岸線5.6km毎に存在	
	漁協(沿海地区漁協)	2年度末	漁協	881	939	▲ 6.2	ピークは3,542漁協(昭和30)	
	漁協組合員	元年度末	万人	28	29	▲ 3.0	統計調査開始時は約70万人(昭和25)	

出所：農林水産省「農林水産基本データ集」(令和4年3月1日現在)

農業の動向

農業従事者数の推移

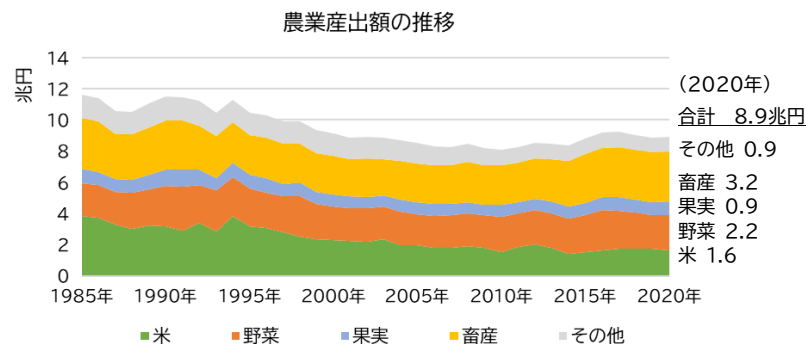
- ・ 基幹的農業従事者（ふだん仕事として自営農業に従事する者）は2020年に136万人で一貫して減少、耕地は従事者ほどは減少せず（＝大規模化進む）



出所:農林水産省「農業構造動態調査」「耕地及び作付面積統計」

農業産出額の推移

- ・ 近年は、米、野菜、肉用牛等における需要に応じた生産の取組が進められてきたこと等を主たる要因として増加傾向で推移



出所:農林水産省「生産農業所得統計」

スマート農業

- ・ 生産力の向上と持続性の両立を図り、若者にとって魅力のある産業としていくために、デジタル技術を活用したスマート農業を推進

「農業」×「先端技術」＝「スマート農業」

「スマート農業」とは、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のこと。

➡ 「生産現場の課題を先端技術で解決する！農業分野におけるSociety5.0※の実現」

※Society5.0：政府が提唱する、テクノロジーが進化した未来社会の姿



出所:農林水産省「スマート農業の展開について」

農業経営の展望

- ・ 地域農業が維持・発展できる農業経営のモデルを営農類型・地域別に提示
- ・ これらのモデルを参考として、地域の実態に即した取組が進むことを期待

モデル例 【営農類型：露地野菜 対象地域：関東以西】

モデルのポイント	経営発展の姿	試算結果
機械の高度化やセンシング技術の導入、一部作業の外部委託等により複数品目を効率的に営農管理し、省力化・生産性の向上を図る家族経営	<ul style="list-style-type: none"> ○経営形態 家族経営（2名、臨時雇用8名） ○経営規模・作付体系 経営耕地 6.7ha（だいこん、キャベツ、すいか等） 	<ul style="list-style-type: none"> 粗収益 5,634万円 経営費 3,640万円 農業所得 1,994万円 主たる従事者の所得（労働時間） 997万円（1,800時間）



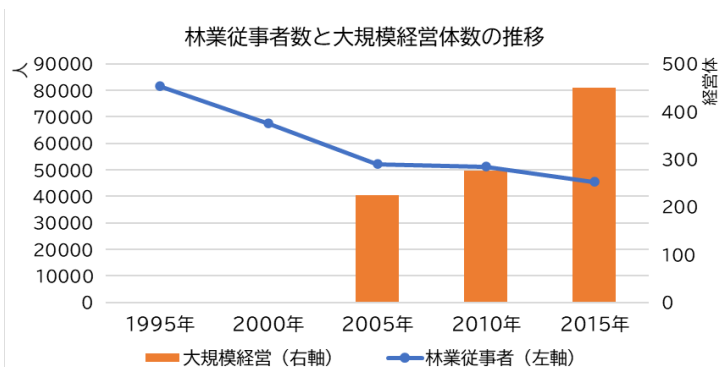
(注) 試算に基づくものであり、必ずしも実態を表すものではない。●：2019年までに市販化 ●：2022年頃までに市販化 ●：2025年頃までに市販化

出所:農林水産省「農業経営の展望について」(「食料・農業・農村基本計画」参考資料)

林業の動向

林業従事者数の推移

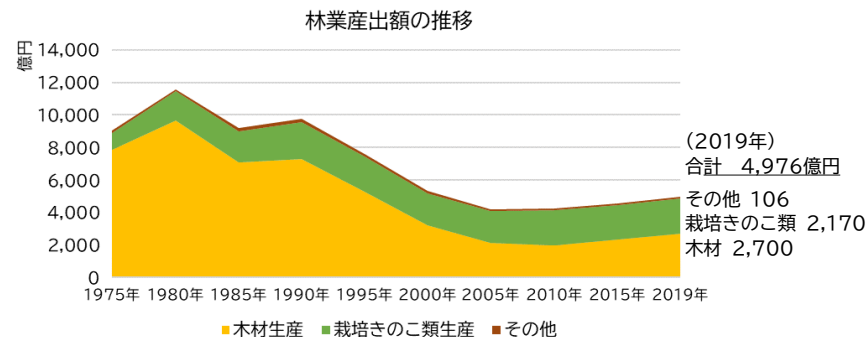
- 伐採・造材等の従事者は増加したが、育林従事者が減少したため全体で減少
- 1万㎡以上の素材生産を行う経営体が増加するなど、規模拡大が進行



出所:農林水産省「農林業センサス」

林業産出額の推移

- 国産材の生産量の減少や木材価格の低下を主たる要因として長期的に減少
- 2004年以降は4千億円前後で推移し、2017年以降は増加傾向で推移



出所:農林水産省「林業産出額」

スマート林業

- 労働負荷の軽減や、災害発生率の低減が求められており、ICTや新たな機械開発など先端技術を活用したスマート林業を推進

(例1) 作業機による傾斜地での下刈り

1台のベースマシンで傾斜30度まで下刈り等を行うことが可能な乗用型造林作業機が製品化されている



(例2) 自動化機械を活用した架線集材方式

○自動化機械を活用した架線集材方式

従来は人が行っていた、荷掛け・搬出・荷外しの作業を自動化 (AI画像解析による伐倒木の認識・荷積み、AIによる集材機の制御等)



AI画像解析により、伐倒木を自動で認識して荷積み

AIが集材機を制御して自動で搬出

遠隔操作やAI制御が可能な油圧・電子式の集材機

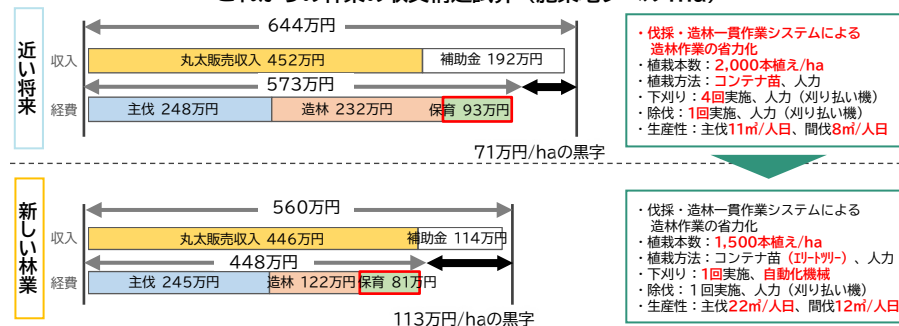
AIが位置を判断して自動で荷降ろし

出所:林野庁「令和2年度森林・林業白書」

今後の林業経営の可能性

- エリートツリーや自動化機械の導入により、生産性向上や造林作業の省力化が図られ、林業従事者の給与、経営報酬、森林所有者への還元等に寄与

これからの林業の収支構造試算 (施業地レベル1ha)

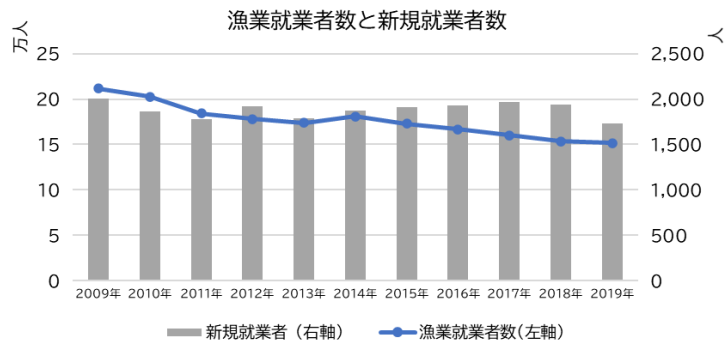


出所:林野庁「林業経営と林業構造の展望②」(林政審議会(令和2年11月)資料3)をもとに作成

水産業の動向

漁業就業者の推移

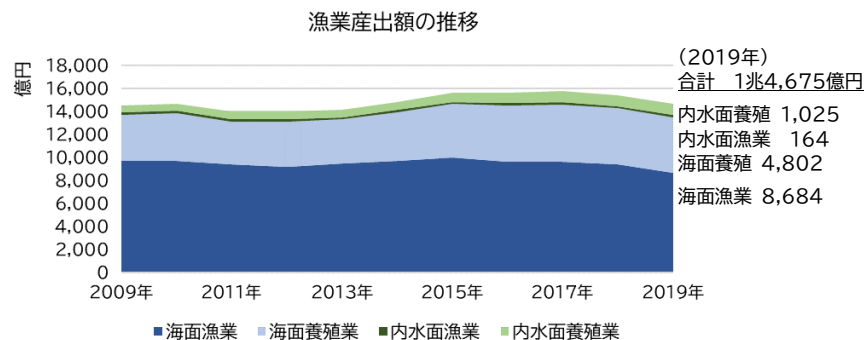
- ・漁業就業者は一貫して減少傾向
- ・近年の新規漁業就業者は2千人程度で推移し、うち39歳以下が7割程度



出所:農林水産省「漁業構造動態調査報告書」「漁業センサス」

漁業産出額の推移

- ・資源量が減る中、漁業者の減少等を要因として2012年まで長期的に減少
- ・近年は養殖魚種の生産が進展しており増加傾向で推移



出所:農林水産省「漁業産出額」

スマート水産業 (2027年の将来像)

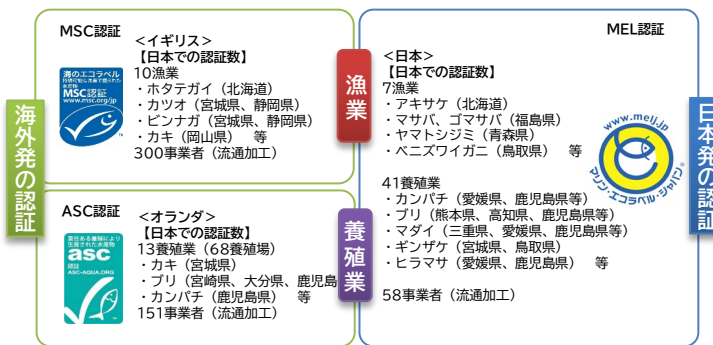
- ・2027年に、スマート水産業により、水産資源の持続的利用と水産業の成長産業化を両立した次世代の水産業の実現を目指している



出所:水産庁「令和2年度水産白書」

水産エコラベル認証の活用

- ・マーケットインの取組の一環として、資源の持続的利用や環境への配慮を示す、水産エコラベル認証を活用する動きが世界的に広がりつつある



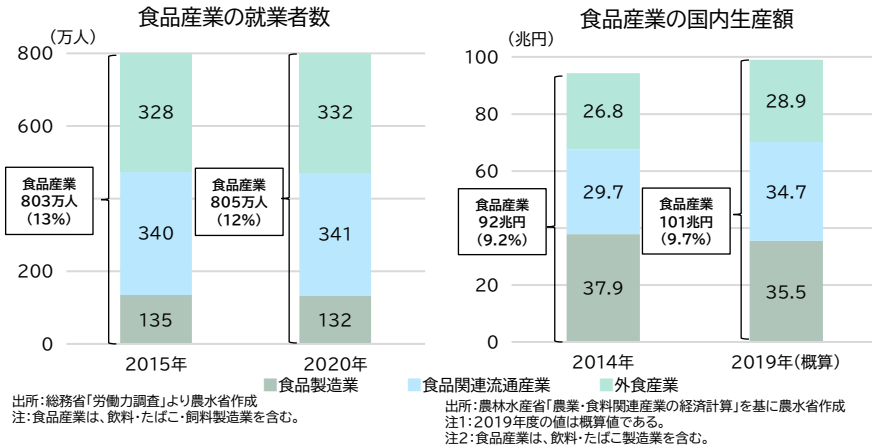
※認証数は令和3年3月31日現在 (水産庁調べ)

出所:水産庁「令和2年度水産白書」

食品産業の動向

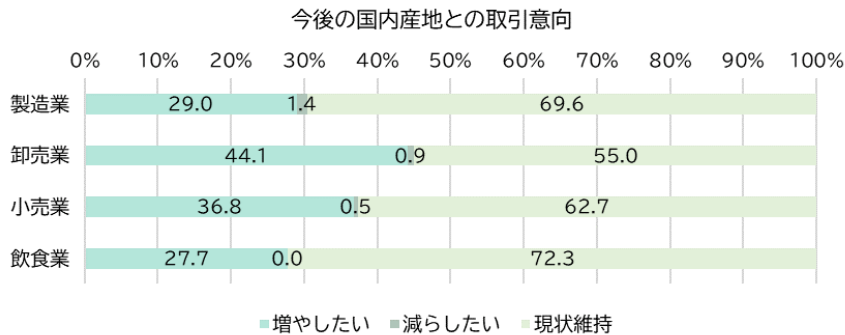
食品産業の就業者数と国内生産額

- 2020年の就業者数は805万人で、全産業の約12%を占める
- 2019年の国内生産額は101兆円で、全経済活動の約9.7%を占める



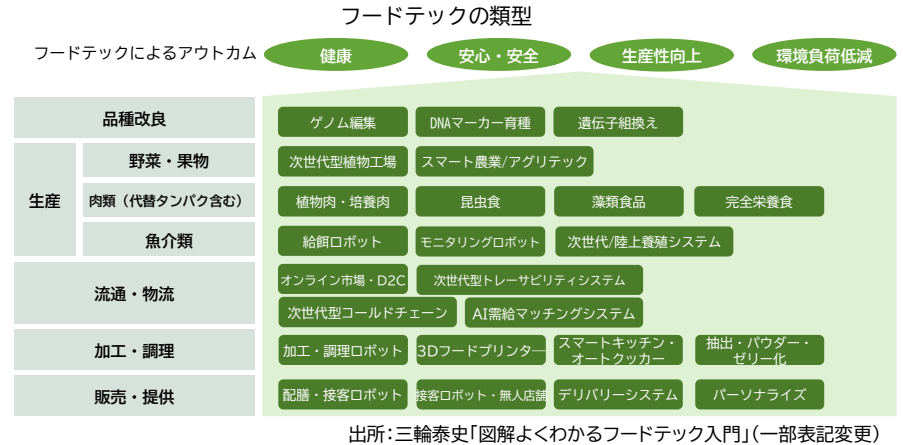
国内産地との取引の意向

- 今後の国内産地との取引の意向に関する調査では、「増やしたい」との回答が約3~4割となっている



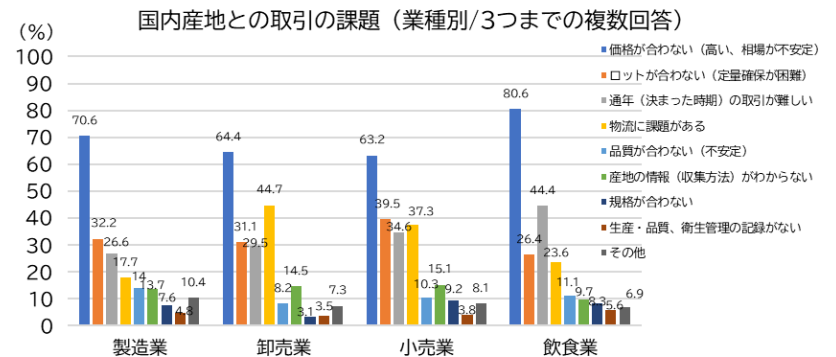
食品産業における先進技術の活用 (フードテック)

- 「健康」「安心・安全」「生産性向上」「環境負荷低減」などのアウトカム (社会変化) を生み出すフードテックの開発・実装が進んでいる



国内産地との取引の課題

- 国内産地との取引拡大について一定のニーズが見込まれる中、価格やロットが合わない、物流に課題がある、通年取引が難しいなどの課題がある



農林水産省の支援措置に関する問い合わせ先一覧 (1/2)

No.	制度	担当部署	問い合わせ先
1	① 有機農業	農産局 農業環境対策課	TEL: 03-6744-2114
	② 有機JAS制度	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	TEL: 03-6744-7139
2	環境保全型農業直接支払交付金	農産局 農業環境対策課	TEL: 03-6744-0499
3	農林漁業バイオ燃料法における認定	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL: 03-6738-6478
4	家畜排せつ物法における認定	畜産局 畜産振興課	TEL: 03-6744-7189
5	環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策（エコ畜事業）	畜産局 企画課	TEL: 03-3502-0874
6	森林経営計画制度	林野庁 森林整備部 計画課	TEL: 03-6744-2300
7	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法における認定	林野庁 林政部 経営課	TEL: 03-6744-2286
8	森林経営管理法における民間事業者の選定等	林野庁 林政部 経営課	TEL: 03-6744-2286
9	産業競争力強化法における認定	大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ （成長発展事業適応と情報技術事業適応）	TEL: 03-6744-7181
		大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 （エネルギー利用環境負荷低減事業適応）	TEL: 03-6744-2067
10	① エコフィード認証	畜産局 飼料課	TEL: 03-6744-7193
	② エコフィード利用畜産物認証		
11	食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者制度		
12	食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画 （食品リサイクル・ループ）	大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課	TEL: 03-6744-2066
13	森林認証	林野庁 森林整備部 計画課	TEL: 03-6744-2339
14	水産エコラベル認証	水産庁 漁政部 企画課	TEL: 03-3592-0731
15	みどりの食料システム法における認定	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL: 03-6744-7186
16	六次産業化法における認定	農村振興局 都市農村交流課	TEL: 03-6744-2497
17	農商工等連携促進法における認定	農産局 農業環境対策課	TEL: 03-3502-5951

農林水産省の支援措置に関する問い合わせ先一覧 (2/2)

No.	制度	担当部署	問い合わせ先
18	米穀新用途利用促進法における認定	農産局 穀物課	TEL: 03-3502-7950
19	林業労働力の確保の促進に関する法律における認定	林野庁 林政部 経営課 林業労働・経営対策室	TEL: 03-3502-1629
20	食品流通法における認定	大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課	TEL: 03-3502-5744
21	地域食品産業連携プロジェクト	大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ	TEL: 03-6744-2063
22	山村振興法における認定、助成	農村振興局農村政策部 地域振興課	TEL: 03-6744-2498
23	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における認定	農村振興局農村政策部 地域振興課	TEL: 03-6744-2498
24	放牧畜産基準認証制度	畜産局 飼料課	TEL: 03-3502-5993
25	農業競争力強化支援法における認定	農産局 技術普及課 生産資材対策室 (農業資材関係及び全体総括)	TEL: 03-6744-2182
		大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ (農産物流通・加工関係)	TEL: 03-6744-2065
26	ノウフクJAS	農村振興局 都市農村交流課	TEL: 03-3502-0033
27	GAP認証	農産局 農業環境対策課	TEL: 03-6744-7188
28	農場HACCPの認証	消費・安全局 動物衛生課	TEL: 03-3502-8292
29	HACCP支援法における認定	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	TEL: 03-3502-5743
30	パートナーシップ構築宣言	大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ	TEL: 03-3502-5742
31	スタートアップ総合支援プログラム (SBIR支援)	農林水産技術会議事務局 研究推進課	TEL: 03-6744-7044
32	農林漁業法人等投資育成制度	経営局 金融調整課	TEL: 03-6744-1395
		大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課	TEL: 03-6744-2076

〈本資料に関する問い合わせ先〉

農林水産省 経営局 金融調整課 組合金融グループ
ESG地域金融担当

電話：03-3502-8111（農林水産省代表） 内線5252
03-6744-1398（担当直通番号）

メールアドレス：esg_finance@maff.go.jp

担当者：山崎、佐々木、野田、曾我部、清水